

## 3月8日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 11名
- |      |          |      |          |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君   |
| 2 "  | 大森 茂彦 君  | 11 " | 吉川 まゆみ 君 |
| 3 "  | 山城 峻一 君  | 12 " | 西沢 悦子 君  |
| 4 "  | 祢津 明子 君  | 13 " | 塩野入 猛 君  |
| 6 "  | 大日向 進也 君 | 14 " | 中嶋 登 君   |
| 7 "  | 玉川 清史 君  |      |          |
2. 欠席議員 9番議員 朝倉 国勝 君  
10番議員 滝沢 幸映 君
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 町 長             | 山村 弘 君  |
| 副 町 長           | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長           | 清水 守 君  |
| 会 計 管 理 者       | 大井 裕 君  |
| 総 務 課 長         | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長     | 伊達 博巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長     | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長     | 堀内 弘達 君 |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長         | 関 貞巳 君  |
| 教 育 文 化 課 長     | 長崎 麻子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 鳴海 聡子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長         | 宮嶋 和博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長         | 竹内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 細田 美香 君 |
| 企 画 調 整 係 長     |         |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |         |
| 子 ども 支 援 室 長    |         |
4. 職務のため出席した者
- |             |          |
|-------------|----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君  |
| 議 会 書 記     | 柳澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| (1) 太陽光発電についてほか       | 栗 田 隆 議員   |
| (2) 少子化問題についてほか       | 中 嶋 登 議員   |
| (3) 食物アレルギー対応給食についてほか | 大 森 茂 彦 議員 |
| (4) 安心安全なまちづくりのためにほか  | 玉 川 清 史 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（小宮山君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に9番 朝倉国勝君、10番 滝沢幸映君から欠席の届出がなされております。

また、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（小宮山君）** 質問者は、お手元に配付したとおり9名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、初めに、8番 栗田 隆君の質問を許します。

**8番（栗田君）** 今、議長より発言の許可を得ましたので、私の一般質問をこれよりさせていただきます。

まず最初に太陽光発電についてですが、太陽光発電というものの一般的な私の見解を少し述べさせていただきます。それから今後の太陽光発電の在り方、そして、それに対しての町の条例制定等への対応についての質問をしたいと思います。

まず、一般的な私の太陽光発電というものに対しての見解から述べますと、太陽光発電というのは、今、日本では非常に技術が進んでまいりまして、去年ですかね、総務産業常任委員会で非常に日本の太陽光発電技術の優れたところをですね、視察してまいりました。それは国立競技場にあるですね、日本が開発したガラスのような透明なもので作られた太陽光発電設備、

それが国立競技場に設置されておりますので、それを視察して、こういう優れた技術だったら、例えば農業なんかの温室をこういうもので作ったら非常に温室も暖かくなり、かつ電気もできるというような優れた技術もあります。

ただし、今、日本で行われている太陽光発電は、中国製のパネルが、これは全世界そうですけども90%、ヨーロッパ、アメリカではもうほぼ、ウイグルの人権問題などがあってですね、輸入はほぼ禁止となっているわけですが、日本は全くそういうことをしておらないわけで、その辺は少し日本の政策として考えるべきだと思っております。

太陽光発電については、適している場所と適していない場所とがあると。日本のように国土の70%が森林で占められているという可住地面積の非常に狭い国土、しかもそこは台風が通ったり気候としても湿潤、それから雨も多いと。そういうことを考えますとですね、日本にもはや今1億枚程度太陽光パネルが張られているそうですけれども、非常に今言ったような条件から考えると、もうこれが限界じゃないかというふうに考えております。

それとともに、火力発電とソーラーパネル、太陽光を比べた場合、単位面積当たりにすると、大体火力が使う土地を1とすると、それと同じだけの電力を得るには太陽光をどれだけ張らなきゃいけないかという、2,600倍の面積が必要になります。大して広くもない国土で火力発電なら1でできるものを、単位面積をね、それを2,600倍も使って太陽光パネルを張るとするのは、まさに無駄であり、ほかに農業に使う、工業に使う、いろいろな用途を考えますと、この狭い国土にそういうものを並べるのはいかなものかと。こういうものは、アフリカとか中東の砂漠のほうでやるのが適しているんじゃないかと。だったら、日本の戦術としては、今このすばらしい技術があるわけですから、それをどんどん海外に輸出して、そこで利益を出すと、そういう方向がいいと思います。

それで、今行われている、皆さんもご存じの再エネ賦課金というものですよね。FIT、フィットと呼ばれるものですが、これについては、私は自分の自宅でその請求書をちょっと見たわけですが、皆さんの電気代の約1割が再エネ賦課金ということで、太陽光をつけている人に資金が流れていると。誰でも払う1割がですね。

それで、買取費用総額になると、経産省の試算では3.8兆円。国の防衛費、国を守るお金が5兆円ほどですので、再エネ賦課金なるもので太陽光、私が言いましたように、あまり日本では進められないような太陽光に3.8兆円はいかなものかというふうにも考えます。

それでですね、いろいろ町の住民の方から自分の家の前に太陽光が張られたりすると、何の制限もなく、業者からやりますというような連絡が来て、それでどんどん始められちゃうというようなケースもあって、少しそれについては何らかの町の規制というものが必要じゃないかと、こういうふうに私のほうで考えて今回の一般質問とさせていただきます。

それでですね、町のほうには生活環境保全条例施行規則というのがございまして、これは県

に倣ったものだと思うんですけども、1千平米以上の場合には、届出、住民への事前説明、事前協議なんかを定めていますが、これは300坪以上というような感じになりますよね。それ以下でも、狭いところで農地に東京のほうの業者が入り込んだりして、東京に限りませんけれども。私が調べた範囲では、群馬の業者もおられましたけれども、入ってきて、太陽光を設置しちゃうというようなことがありますので、町独自でもう少しきめの細かい条例をつくらいかかなものかと。規制の条例ですね。

これの一つの目安として、隣の千曲市の姨捨地区なんかは、20平米以上の場合には届出とかが必要というような規則も見ました。そういう形で近隣の住民ときちんと協議をして、そこからの同意を得るとか、何らかのそういった規制が必要と考えますが、町の見解はどのようなものでしょうか。

それと、私がこれから一番懸念する問題は、太陽光パネルは、日本全国で1億枚と言われてはいますが、この廃棄処分ですよね。今の状態を見て、いろいろな試算を見ましたけれども、これから今の状態での太陽光を設置しようというのは、もう20年張って赤字ということがほぼはっきりしていますので、これから投資目的でやる方というのは、どこか別の国の方はちょっとすごいところでやっていたりしているようですけども、普通にはちょっと考えられないということが、これからの廃棄問題ですね、廃棄、撤去問題、これが非常に大きな問題になると思います。

経産省、これは環境省ですかね。でも試算がありまして、今のところ5万トンほどずつ毎年廃棄処分、撤去処分になっているようですが、これが2030年になりますと、FITという制度ができたのが2012年ぐらいですので、ほぼ20年で終わりになりますので、そうすると2030年から撤去がものすごい数が増えてですね、80万トン、16倍になるという試算を私は見ました。

それでですね、国のほうも少し慌てて2022年に再エネ特措法の改正を行いまして、これは2022年の7月からですけども、廃棄、撤去費用の積立てを義務化するというようなことを行っております。それにしてもですね、2022年からですから、とてもじゃないですけどもお金が足りないというふうに思います。そういった場合ですね、設置業者が破産、この破産というのは、今のところ日本全国で年間80社から90社が倒産・破産しているわけですけども、そうなった場合、非常に有毒なソーラーパネルに含まれる有毒物質、セレン、イリジウム、カドミウム、鉛、こういったものの処理について、そのまま埋立てだ何だって、そのまま放置されたような場合には、非常に大きな土壌汚染を引き起こすということもはっきりしておりますので、こういったものについて、町のほうはどのような対応を取るおつもりであるとか、それも一般質問として私がここで最初に質問したいと思います。

今、質問は大きく言って2点、よろしく願いいたします。

**町長（山村君）** ただいま栗田議員さんから、1番目の質問としまして、太陽光発電について、イ、条例について、ロ、廃棄処分についてご質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

今、るるお話がありましたけれども、太陽光発電設備は、エネルギー自給率の向上ですとか気候変動対策の観点から、1990年代から導入が開始され、2003年には再生可能エネルギー利用割合基準制度が開始、さらに2012年に固定買取価格制度、いわゆるFIT制度が開始されたことで、設備の導入が急速に進んだところであります。

そうした中では、近隣住民の理解が得られていない事例や、防災上の観点から適正ではない場所への大規模な発電設備の整備などの事例が、度々報道等で取り上げられているところであります。

公害防止、環境保全の観点からは、事業として町内に太陽光発電設備を設置する場合、町生活環境保全条例のほか、景観法や農地法などの開発行為に係る法令を遵守し、近隣住民に配慮するなど、秩序ある設置・運営を行っていただく必要があるところであり、町では、環境省、資源エネルギー庁が策定しているガイドライン等を遵守の上、事業計画を進めていただくよう助言・指導を行っているところであります。

なお、地上に独立して設置する、いわゆる野立ての太陽光発電設備につきましては、設置する土地の面積が1千平米を超える場合、または設備の設置面積が500平米を超える場合に、条例施行規則により、開発行為を届出いただくというところであります。

イのご質問として、こうした規模に満たない場合についても、何らかの規制が必要ではないかとのことでありますが、開発行為の届出に該当しない場合でありましても、公害を発生させるおそれのある事業については、条例において事業届を提出していただくこととしており、太陽光発電設備の設置の場合は面積要件に関わらず該当するため、届出の際に指導や助言を行い、事業を進めていただいているところであります。

こうした運用から、これまで、家庭用を含めた太陽光発電設備につきましては、設置までの過程、設置後につきましても、町に相談等は寄せられていない状況であることから、適正な運用が図られていると認識しているところであり、現在のところ、太陽光発電設備に特化した要綱、もしくは条例の制定について早急な対応は考えていないところであります。

なお、県では、地面に固定する野立ての太陽光発電設備の設置ルールについて、新たな県条例の制定も視野に検討するとのことでありますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、ロの廃棄処分についてのご質問であります。2012年のFIT制度開始以来、設備の導入が急速に進んだことから、2030年代後半には、20年から30年の寿命を迎えた太陽光パネルの排出が本格化すると見込まれております。

環境省では、こうした課題を見据え、太陽光発電設備のリユース・リサイクル及び適正処分

に関して検討を進め、平成28年4月には、解体・撤去、収集・運搬、処分に関する太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインを策定いたしました。

また、令和3年5月には、資源の有効利用や最終処分場の逼迫回避、また、将来的な放置や不法投棄の防止、有害物質の適正処理等の観点から、不適正な輸出を防止するとともに、適切なリユースを促進するため、太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドラインが策定され、事業者に対して適正処理が促されているところであります。

そうした中で、太陽光発電設備の廃棄処理に関しましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により、太陽光発電事業者が責任を持って行うこととなっているため、廃棄等の費用に不足が生じないよう、FIT制度におきましては、廃棄等に必要な費用を織り込まれた上で買取価格が決定されているところであります。

しかしながら、太陽光発電事業者に対しては、FIT制度の買取期間終了後に備え、廃棄等費用を確保することが求められてきたものの、強制力がなかったことから、実際には、廃棄等費用を積み立てる事業者の割合は2割以下にとどまり、適切な廃棄が実施されないことが懸念される状況となっております。

こうした状況を踏まえ、資源エネルギー庁におきましては、令和4年4月に改正された再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づいて、10キロワット以上の全てのFIT制度認定事業者等に対して、再生可能エネルギー発電設備の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去、その他の処理に充てるための費用を積み立てる制度を創設し、対応を進めているところであります。

町といたしましては、太陽光発電事業者の皆様には、これらの法令や制度にのっとり、事業終了後のリユース・リサイクル、適正な廃棄処分までを見据えながら、当町の豊かな日照条件の中で、地域と共存する健全な事業運営を目指していただくことを期待するものであり、ご相談や届出等の機会を捉えて、今後も制度の周知に努めてまいります。

二酸化炭素排出を抑制し、ゼロカーボンを実現するためには、再生可能エネルギーの推進が必要と考えられる一方で、事業の持続化、安定的な実施のためには、近隣住民のご理解と、環境保全や防災、景観等への配慮に加えて、適正な廃棄処分までを見据えた健全な事業運営が欠くことのできないものであると考えられているところであります。

町といたしましては、法及び各ガイドラインに基づき、地域と共存した事業運営が図られるよう、引き続き、開発行為の届出や事業届の際に助言や指導をさせていただき、太陽光発電のさらなる普及と公害防止、環境保全に努めてまいりたいと考えております。

**8番（栗田君）** 町のほうとしては、今言われたような形での対応がなされると思いますが、一つ非常に、前に廃棄物処理の段階で、あれはたしか富山のほうに持っていったものが、民間の業者が処理するべきものをしないで、そのまま倒産して、そのまま山や野原に放置しちゃって、

それを処理するのにかなり向こうの自治体が苦勞して、それで持ち込んだ坂城町にも応分の負担をしてほしいということで訴訟になった事例がありました。

多分、太陽光パネルの撤去等について、民間でやっておられる方が適切に本当に処理できるかどうか、それはやっぱりそうやっている方々の資力、経済力の問題もあると思います。したがって、どうしようもなくそのまま放置されてしまったというような場合には、町のほうでかなり負担にはなるとは思いますけれども、何とかしないと土壤汚染の問題、先ほど言いました有害物質が流れ出す。あるいは太陽光パネルの場合は、そのまま放置されちゃったり水を浴びても、太陽さえ当たれば発電してしまうので、感電のおそれも結構あるということで、これからそういうものの処理については大変な前途があるものと思っております。それについて、町のほうもしっかりとした対応を考えておいていただきたい。

それでは、次のゼロ・カーボンへの取り組みについてという問題に移らせていただきます。ゼロカーボンとかCO<sub>2</sub>の問題の一般的な私の理解と、CO<sub>2</sub>というものの濃度が、人間あるいは生物、植物全体に対してどの程度が適切なのか、その適正値がわからないにもかかわらず、やみくもにゼロカーボンだというようなことで推し進めても、じゃあどのくらいが適正なのと聞かれたときに、いやそれはわかりませんが、とにかくやるんだというのでは、非常に疑問を持ってしまうわけですね。

それで、私のほうもずっといろいろな文献を読み、論文を読ませていただいた中で、日本人の学者でアラスカ大などでCO<sub>2</sub>の適正な量とか、そういうものを研究されている方もおられ、アメリカには結構適正規模というような、適正な濃度ってどのくらいかというようなものを調べる研究所があって、それはいくつもの論文があるんですけども、もういくつかどころじゃない、何百、何千とあるわけですけども、一例だけちょっと示したいと思います。

アメリカのアリゾナのですね、二酸化炭素地球規模変動研究所というところがありまして、そこで本が出されています、2017年に。「Climate Change The Facts 2017」というので、これはとても邦訳はされていないと思いますけれども、2017年の事実とでも日本語にすればいいのかと思いますけれども、そこで示された数値を少し紹介させていただきます。

大体、今の状態から300ppm増加した場合、5千種類を超える植物、植物プランクトン、樹木、そういったものを考えると、約3割の増産が可能になると。ちなみに、お米の場合は、今の状態から300ppmを増やした場合、1.36倍というのがその研究所の研究成果ですね。小麦は1.35倍、トウモロコシについては1.24倍というような数値になっています。

次に、もしCO<sub>2</sub>の濃度が上がった場合はですね、植物全体の葉にある気孔ですね、空気を吸ったり吐いたりする気孔、これの総面積が非常に二酸化炭素濃度が上がった場合には総面積を減らすということを植物はやるわけですね。そうするとですね、気孔の総面積を減らすとど

うなるかという、植物が非常に保水性もよくなるわけですね、水分を出さなくて済むということですね。ということで、乾燥地帯でも植物はよく育つと。

それから3番目に、これは具体的な例でどこかないかと見てみましたら、インドの例が出ていました。インドは1947年に独立したわけですがけれども、そこから2017年までにどのような変化があったか。人口は、独立当時は3.8億でしたけれども、2017年には12.5億まで増え、穀物生産は0.5億トンから5倍の2.5億トンに、ここまで増えました。これはやはりCO<sub>2</sub>の増加というものも牽引の一つとして、もちろんいろいろありますよ。肥料の改良とか農業技術とかね。CO<sub>2</sub>の一つの成果ではないかと、そんなふうを考えております。

したがって、CO<sub>2</sub>の濃度って本当にどのくらいが適切なのか、どこかでそういう話を聞けばいいと思うんですけども、全く聞いたことがないということで、町はどんなようにそれを考えているのか。それをまず一つ質問させていただきたいと思います。CO<sub>2</sub>濃度の目標値、もちろんこれは国が決めることですが、町としてはどのぐらいを考え、どういう対策を取っているのか。

それからですね、これまでもゼロカーボンとかいうことで宣言を出した地方自治体は、もう九十何%、ほぼ全てが出しているという状態です。というのも、やはり国やそういうところからの補助金が得られるということが非常に大きなメリットとして自治体にあるからというふうに考えられますが、その補助金を今までに得られた取組というものにはどのようなものがあるか。

それから、また今後、補助金を活用するような取組についてはどのようなものがあるかということについて質問をいたします。

**企画政策課長（伊達君）** ゼロ・カーボンへの取り組みについてのご質問でございます。順次お答えいたします。

まず、イとしましてCO<sub>2</sub>濃度の目標値についてであります。二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）は、温室効果ガスの中の一つであり、人為起源の温室効果ガスとしては最も排出量の多い気体であることから、地球の温暖化が進む中、世界共通の目標として削減を目指しているというものであります。

18世紀後半からの産業革命以降は、石炭や石油、天然ガスなどの化石燃料がエネルギー源の中心となったことで、昔から地中に蓄積されていたCO<sub>2</sub>が大量に大気中に放出されることとなり、大気中のCO<sub>2</sub>の量が急激に増えることになりました。

気象庁の公表によりますと、CO<sub>2</sub>の大気中濃度は1万年前より産業革命前まではほぼ一定でおおよそ280ppmであったものの、2020年の世界の平均濃度は413ppmとなり、50%近く上昇しています。



こうした大気中のCO<sub>2</sub>濃度の上昇が、地球規模での平均気温の上昇を引き起こしているとして、2015年の第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組としてパリ協定が採択され、世界各国でCO<sub>2</sub>をはじめとする温室効果ガスの排出削減に取り組むこととなりました。

協定では世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2度より十分低く保つことが定められるとともに、国連の気候変動に関する政府間パネルの特別報告書において、気温上昇を1.5度に抑えるためには、2050年までにCO<sub>2</sub>の排出量を実質ゼロにすることが必要であると報告され、全世界において、2050年ゼロカーボンを目指す動きが高まりました。

日本では、令和2年、当時の菅総理大臣の所信表明演説において、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことが宣言され、また、長野県においては、国より1年早い令和元年に気候非常事態宣言とともに、2050年には二酸化炭素排出量を実質ゼロにする決意を発出しております。

このように、国際的な目標を掲げるパリ協定、国の地球温暖化対策計画、県のゼロカーボン戦略のいずれも平均気温の上昇抑制や、CO<sub>2</sub>をはじめとする温室効果ガス排出量の削減を目標としており、CO<sub>2</sub>濃度を目標値としては定めていない状況であります。

当町におきましても、再生可能エネルギーの導入推進やごみの排出抑制、緑化の推進などの取組も含め、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を進めるとともに、その効果をより高めるため、バイオマスの利活用推進や再生可能エネルギー設備等の普及促進など、脱炭素に資する事業で複数連携してきた長野圏域において、昨年2月、共同で2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指す包括的な宣言を行ったところであります。

町といたしましては、国や県、広域圏での連携を取りながら地域全体の脱炭素を図るとともに、個人や家庭、民間企業などの取組を後押しできる仕組みの検討など、これまでも複合的に行ってきた二酸化炭素の排出削減や吸収量拡大といった様々な取組の継続や拡充といったことなどを通じ、2050年ゼロカーボンという最終目標達成を目指してまいりたいと考えているところでございます。

次に、ロといたしまして、町の取組と補助金についてであります。これまで国・県からの補助金を得られた取組といたしまして、学校や公共施設への太陽光発電設備の整備にあたりましては、文部科学省の学校施設環境改善交付金や、環境省の防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業補助金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金など、施設やその導入目的に応じ、最適な補助事業を活用してまいりました。

また、木材が吸収したCO<sub>2</sub>量とその木材を燃焼させたときのCO<sub>2</sub>排出量が等価であるとするバイオマスボイラーを平成25年度に役場庁舎に整備した際は、長野県グリーンニュー

ディール基金事業補助金を、30年度に庁用車に電気自動車を導入した際は、経済産業省のグリーンエネルギー自動車導入事業費補助金を活用しております。

そのほか、豊かな自然を守り、緑を増やすことによるCO<sub>2</sub>の吸収量拡大に資する取組である松くい虫防除対策による松林の保全についても、農林水産省と長野県の松林健全化推進事業など、国・県による支援を受け実施をしております。

また、テクノセンターで「環境にやさしいものづくり」をテーマに開催した「さかきモノづくり展2021」では、長野県の地域発元気づくり支援金が活用されたところであります。

今後につきましても、継続して推進する公共施設への再生可能エネルギー設備の導入をはじめ、二酸化炭素の排出削減や吸収量拡大といった町が行う様々な取組に対し、国・県の動向を注視し、対象となる補助制度を活用してまいりたいと考えているところであります。

なお、ゼロカーボンの達成に向けましては、個人や家庭のほか、あらゆる組織や機関が共通の認識を持ち、連携して取組を進めることが重要でありますので、国・県の補助金等を活用するハード事業だけでなく、啓発や広報などを含め全庁横断で多角的・多面的な取組を進めてまいりたいと考えております。

**8番（栗田君）** 今、様々な形での補助金が出る事業というものを紹介していただきましたけれども、やはり依然としてどのくらいのCO<sub>2</sub>濃度が適正なのかというのはよくわからない。

もう一つ、2050年にはゼロカーボンと言っているわけですが、ゼロカーボンなるものの内容が、全くゼロにするわけじゃないということはわかるわけですね。それで、例えば各家庭に節電要請をすとか、車の使用を控えるようにとか、農業用トラクターを使わずに自分で鎌で草を刈れとか、そういう対策をやるように、町のほうでは、今、課長さんが言われたように、全町を挙げてというようなことを本当にやらなきゃいけないのかどうか。多分、そこまではやらなくていいんだと思いますけれども、これは、国が進める政策にのっかって自治体はやらざるを得ないという面がありますので、その辺が自治体のほうとすれば苦しいところであって、大変なところだと思いますけれども、これについてこれ以上の追及はいたしません。

もう一つ、温暖化という問題では、確かに実感として温暖化は少しずつ進んでいますけれども、私の読んだ中には、この調子で上がっていけば、250年たつとちょうど日本の昔の平安朝の時代にちょうど達する。それまでに250年かかる。

皆さんもよくご存じのように、平安時代に造られた神殿造りという建築方法ですね、廊下がそっくり外に出ている。あのぐらい暖かかったということ。これはCO<sub>2</sub>に関係なく、地球の気温というのは上下している。

CO<sub>2</sub>は、地球ができた時点で95%、今は0.04%、つまり一貫して減っているわけです。ただ、産業革命なるものがあって、地中にため込まれた炭素を外に出すという技術ができたので、少し増えた。私の見解とすれば、このまま気持ちのいい温暖化ならよろしいんじゃない

ないかと。

ちょっと一つだけ、こういうことをやってみたらいかがでしょうかね。小学校で小学校の理科として温室を使って、そこにCO<sub>2</sub>の濃度を変えた温室をいくつか造って、それを経年で、小学校って1年生から6年生までありますので、毎年毎年様々な植物をその濃度の中で育ててみて、どのくらいがやっぱりいいねというようなのを研究するというのも、小学生の理科の授業としては大変役に立つものと思いますので、教育課のほうでは、そんなこともちょっと考えてみたらいかがかということで、次の質問に移らせていただきます。

私の一つの大きなテーマとして、自治体はいかに住民のごみを処理するかという、これは非常に大きな自治体の役目だというふうに考えておりました、それでずっとこの4年間、いろいろな形でお聞きしてきたわけですが、4年の最後として、私が今までここで訴えてきたこと、それはごみ出しの困難な方に対しての戸別のごみの収集はどのようになっているか、そして、その後にはごみ出しの困難な方だけじゃなくて、本当の意味での戸別収集に向けてどのような取組をしているか。

それから、2番目として資源物に、そろそろだんだん暖かくなってきましたけれども、私も1月の非常に寒い中で立って、ごみと申しますか、資源物のプラスチック等の資源物回収、45分間でしたけれどもやってきましたけれども、こういうのはやめて、常設のステーションを置いて、そこにみんなが出せるようにしたらどうかという提案をずっとしてまいりました。それについて、4年間の締めくくりとして、どのような対応を町は考えておられるか、それを最後にお聞きしたいと思います。

**住民環境課長（竹内君）** 3のゴミ問題についてのご質問に順次お答えいたします。

初めにイの戸別収集についてであります、高齢化社会や核家族化の進展等に伴い、高齢者のみの世帯が増加することが見込まれており、ごみを収集所に持ち込むことが困難であると感じる方の増加が予想されるところでございます。

このような中、家庭からのごみを収集所に排出することなく、自宅まで回収に伺う戸別収集は、玄関先にごみを出し、業者が回収してまいりますので、ごみ出しが困難な高齢者の世帯などにとって、利便性は向上するものと考えるところでございます。

環境省においては、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築に向けた検討作業を進め、戸別収集など高齢化社会に対応したごみ収集・運搬システム等についての調査や分析、モデル事業などを行い、令和2年度に自治体の規模、地理的条件、高齢化率等に応じて参考とすべき事例を含めた「高齢者ごみ出し支援制度導入の手引き」を作成したところであります。

今後、高齢者等のごみ出し支援についてはニーズが増すと予想されるものの、戸別収集につきましては、対象世帯や収集体制など検討すべき課題が多いことから、環境省の「手引き」や、既に取り組んでいる他市町村の先進事例等を参考にしながら研究してまいりたいと考えており

ます。

次に、口の資源物常設ステーションについてであります。廃棄物処理をめぐっては、適正な処理と良好な環境を維持し、限りある資源を繰り返し使用して環境への負荷を低減する循環型社会形成の重要性が、エネルギーに対する関心が高まる昨今、さらに強く認識されるようになっております。

そうした中で、プラスチック製容器包装など資源物の分別収集にあたっては、「容器包装以外の物が付着し、又は、混入していないこと。」などの再商品化分別適合基準に基づき、適切に収集することが求められているところであります。

町では、資源物の分別を推進するため、葛尾組合を構成する千曲市とともに、各家庭から排出、回収される段階で立会いをお願いし、現在も異物や汚れたものの混入が少ない適正な分別排出が行われているところでございます。

地域の皆様にご協力いただいております立会い当番により、回収したプラスチック製容器包装は、再商品化に支障がなく、品質の良い評価となっているところであり、改めて感謝を申し上げるとともに、引き続き、町民の皆様のご理解とご協力の下、適正な処理に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の各区に資源物収集常設ステーションの設置に関する町の見解につきましては、常設ステーションを設置した場合、時間帯や曜日に限定されることが少なくなり、町民の皆さんの利便性は向上するものと考えられます。しかし、一方で、ごみステーションに出された資源物が収集業者により回収されるまでの間につきましては、地区の皆さんに管理等の対応をしていただくことが原則となります。

例えば、設置した容器が資源物で一杯になっていないか、周辺に飛散していないか、雨や雪により汚れていないか、また、異物や汚れたものの混入等、不適切な出し方はされていないかなど、役員や当番の皆さんには、頻繁に排出物の点検と管理をお願いする必要性が生じてくると予想されるところであり、現在以上に地域の皆様のご負担が増えてしまうものと考えるところであります。

住民の皆様のご理解がいただけるのか、ごみステーションに容器を常設するスペースが確保できるのかなど、解決しなければならない課題が多いものと思われまますので、現時点におきましては、各区への資源物収集常設ステーションの設置は難しいものと考えているところでございます。

町といたしましては、引き続き、月に2回実施しているサンデーサイクルや、役場南駐車場に設置している常設の紙類リサイクルボックスを有効にご活用いただく中で、質の高い資源物の回収にご理解・ご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

**8番（栗田君）** 常設ステーションという、常設ステーションは常設ステーションなわけですけ

れども、そこにある。そこを常時開けておくかどうかとか、運用の仕方は、またこれから検討していく問題だというふうに思いますので、いつでも勝手に出せるようにするということまでは行かないかなというふうに私は考えております。出す曜日が決まっていて、そのときだけは当番の方が鍵を開けるとかですね。様々な形が考えられますので、頭からそんなものは駄目と思わずに、いろいろやってみて、運用してみて駄目なら新たなやり方を考えると。そんなふうにしていけばよろしいかと思えます。

今日は、いろいろと太陽光の問題とかゼロカーボンの問題とかがありましたけれども、先ほどちょっと言いました、小学校で理科の実験として、植物にとって適正な温度、適正なCO<sub>2</sub>濃度等を、温室なんかを使って理科の授業の一環としてやってみるというのは、非常に理科、学科としてもお勉強としてもよきものと考えますので、ぜひやっていただければというふうに思えます。

2050年までにゼロカーボンという話で、今から二十数年ですね。だから、小学校でそういうことをきちんと検証するということは、子どもたち、それから町の住民の方にとっても大変有益なことだと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、これにて私の一般質問を終わります。

**議長（小宮山君）** ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時57分～再開 午前11時07分)

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、14番 中嶋 登君の質問を許します。

**14番（中嶋君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

さて、最近の日本の世情を鑑みると、私の尊敬する今は亡き田中角栄の言葉を思い出します。自らの政治信条を問われて、1番として戦争はしない、2番として国民を飢えさせないと答えております。シンプルではありますが、日本の政治家にとって最も重要な使命であると言っております。そして、田中角栄は、私たちがいるときはいいが、いなくなったときは気をつけろとも言っておりました。既に当時、未来予測をしておったのではないのでしょうか。

まさか21世紀に戦争など起こらないと思っていましたが、ロシアとウクライナの戦争がここに来て1年を迎えてしまいました。予測をしていたかどうかはわからないが、現在の政権は、アメリカのご機嫌を取るために安保法制を強引に成立させ、アメリカの国益に沿った戦争に自衛隊を派遣できるようにしてしまいました。

最近の新聞を見ると、中国、台湾有事に備えて沖縄基地強化もしております。これは新聞記事を少し読んだのをご披露するような格好にはなりますが、「首相自らが国会で、自衛隊の役割は盾から矛へと変容する」とお認めになりました。「それだけの防衛政策の転換を政権だけ

で強行」したということでもあります。

「防衛省は来年度からの5年間で4兆円を投じ、全国各地の自衛隊施設を改修・補修する。主要な司令部は、核攻撃にも耐えられるよう地下化する」ということでもあります。これはまさに核シェルターを造るということでございます。「それだけの防衛性能を自衛隊に施すのに、敵基地攻撃能力を使い相手の反撃を受けた際の国内の被害想定は」、残念ながらお示しにはなっておられません。

どういうことかと言いますと、自衛隊には核シェルターを造るのに、我々国民のシェルターはどうなるのでしょうか。皆さん、そんなお話を聞いたことがありますか。自衛隊は造るんですよ。我々はどうなるのでしょうか。坂城は、この庁舎の下へでも地下のシェルターを造るのでしょうか。これが今現実的に日本で起こっている事実であります。

「政府は27日の衆院予算委員会理事会で、他国領域のミサイル基地などを破壊する反敵能力（敵基地攻撃能力）の行使例の提示を拒否した。岸田文雄首相は提示」することに調整していると説明しておりましたが、「一転、ゼロ回答とした形」でありました。「首相は続く予算委で、反撃能力の一手段と位置付ける米国製巡航ミサイル「トマホーク」」でございます。これを「400発取得する方針を表明。」いたしました。

「政府は23年度予算案で、トマホークの取得費として2113億円を計上。首相は取得数を明らかにした理由について「大変関心が高く、米議会で数量の報告が行われる事情もある」と説明した。」

どういふことでしょうか、これ。日本の国会では、敵基地攻撃能力の行使例の提示を否定しておったんですよ。今度はアメリカ議会で報告するよという情報が入ったら、慌ててトマホーク400発買うと。値段は幾らだと聞いたら、さっきも言いましたように2,113億円であることを岸田総理は慌てて表明したわけです。不思議な国になってまいりましたな、日本は。

そしてまた、今年、岸田総裁のふるさとであり、人類初の原子爆弾を落とされた広島でG7サミットが5月19日から21日まで行われます。この会議は平和会議になっていただきたい。そしてまたロシア、ウクライナ、終戦とはいいいませんが、せめて停戦の話合いが行われることをお祈りするのみであります。

そしてまた、岸田文雄首相は、3日の参議院予算委員会におきまして、東京電力福島第1原発の処理水の海洋放出を開始する時期について、こうおっしゃいました。「今年の春から夏を見込むことに変更はない」と述べております。そして、こんなことも付け加えてありました。

「廃炉を着実に進めるとした上で「福島の復興を実現するために、処理水の処分は先送りできない課題」」であると、これまた強調なされました。

タンクは、あそこの日石のタンクと同じような大きなものだと思いますが、これは1千基造ってあり、何と皆さん、9割は満タンなんです。総数は137万トンであるようでござい

す。トリチウムなどが入っている汚染水を結局は海に流すようであります。タンクを1千基も造って、何なんだったんでしょうかね。だったら、トリチウムはしようがないとしても、ほかの核物質はきれいに取って、それからあそこへ入れているんですが、そのまま流せばよかったです。何でもそんなやり方なんですよ。

それから、そうかと思えば、これは皆さんもご存じかと思いますが、故中沢啓治さんという人ですかね、描いた、原爆でお父さんや兄弟を失ったが、元気で生きていく漫画、皆さんは見たと思います。私も何度かこれを見ました。要は「はだしのゲン」であります。

それから、米国のビキニ水爆、日本は3回原爆に遭ったというようなことが、あの当時うんと言われました。一つは広島、長崎、それから米国のビキニ水爆で23人が被曝をいたしました。これは名前を言うと皆さんああと思い出すかもしれません。若い人たちはちょっとどうかわかりませんが、第五福竜丸のことであります。

何と「はだしのゲン」、第5福竜丸の記事が全国で読み継がれ、被爆地の広島では平和教育の教材に載せてきたが、来年度から、どういうことでしょうかね、削除されちゃうようです。こんな大変なことが、3回原爆に遭ったビキニのこと、それから「はだしのゲン」、小学校の子どもたちもよくわかる、そういう勉強を、原子爆弾はおっかねえものだぞと、こういうことが何と今年からですよ、皆さん、削除しちゃうというんです。こんな国です、日本は。なんか劣化しているような気がしますね。

だから、日本という国はですね、喉元過ぎれば熱さを忘れる、これはいい言葉なんじゃないか。今私が申し上げたのは、何年も前からの日本の話じゃなくて、ここ1か月くらいの間の話を申し上げたんです。信濃毎日新聞の記者が来ておるから言うわけじゃないが、信毎の記事を、だいぶここで読ませていただきました。私の主観も少し入っていることは言うまでもありません。

そしてですね、皆さん、日本には原子力発電所が54基あるんですよ。これは皆さんご存じかと思いますが。これがですね、SDGsであるとか、先ほど同僚の栗田議員もCO<sub>2</sub>削減で熱弁を振るっておったわけでありましたが、まさにSDGs、CO<sub>2</sub>削減という大義名分でありますが、このために今申し上げました原子力54基が再開されるようであります。ということは、福島の3.11は何だったんでしょうかね、これ。勉強しておりませんか。あんまりこれをやっていると日が暮れますので、一般質問に入らせていただきます。

#### 1. 少子化問題について

##### イ. 坂城町の現況は

子どもの出生率は、2020年に1.33人であり、急速に少子化が進んでおります。全国的には今年出生数が80万人で、これが何と、つい昨日、おとといですかね、割れ込んだということです。えらいことになりましたね。

そしてまた、これもまたある意味国もおっぼけですわな。いいかげんだね、国も。予測していたよりも、何と10年も早く少子化が進んじゃったと。日本国ですよ。このすばらしい。何でしょうか、このでたらめは。10年間、早く少子化が来ちゃった。誰がこれ読んだんでしょうか。そういうことをやっている学者連中にでかい金をくれているんだ。それで10年。誰もこれの責任取らない。ただ、我々がおどけたっきりだ。これが現実であります。

どんどんどんどんみんながわからないうちに少子化が進んでいるということですよ。だから、例の電気自動車を造ったテスラですかね、格好いい車がありますね。何かトヨタを追い抜いたなんていうようなことで、ちょっと私もこんちくしょうめと言っちゃいけません、ぐらいに日本人としては思っていて、トヨタを追い越したと。イーロン・マスクというあんちゃんですよ。何て言っていると思います、この人は。いろんな事業をやっているようです。日本は消滅すると言っているんですよ、この人は。なめたこと言ってんじゃないですか。でも、まんざらでもねえんだ、この人はな。トヨタを追い越すようなことをやって、今度は宇宙どうたらなんかも言っていますよね。

そんなことでですね、町の2010年からの人口数と出生数の現況をお尋ねするものであります。

ロ．坂城町の今後の対応は

せんだって、育成会、子育て世代の方々と少子化問題について話をいたしました。給料が上がらねえで弱ったわいと。失われた30年ですかね、これまたこの誰がやったんでしょうかね、日本の国を。先進国はみんな右肩上がりです上がっているのに、日本だけは右肩下がりになっちゃっている。以来給料が上がらないと。私らの頃はあれですよ、1年たてば大体月1万円ぐらいは上がったもんですよ。今は若い者なんて、昔は、おらだち若い頃は月1万上がっただないなんて言うのと、うそでしょ、年に1万円ですと、これが若者の答えですよ。横にいた若者なんかも、おらたちなんか、年にだって上がってねえわいなんて言って。何てことになっちゃったんでしょうかね。

それで、給料が上がらなくて疲弊しているという中で、子どもが生まれたときから中学生までに、月に5千円ぐらい支給してくれればうれしいわいなんて若者たちが言うておりました。月に5千円支給すれば出生数が上がると私は思います。大きくは期待しないが、少しは上がるんじゃないかと。この辺のところをですね。町のお考えと今後の対応をお尋ねするものであります。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

**町長（山村君）** ただいま、中嶋 登議員さんから少子化問題について、イとロとご質問がありました。私からは、ロの坂城町の今後の対応についてのご質問にお答えしまして、イの坂城町の現況等につきましては、子ども支援室長から答弁いたします。



先月28日に厚生労働省が発表しました令和4年の国内出生数の速報値において、前年比5.1%減の79万9,728人で、統計を取り始めた1899年以来初めて80万人を下回り、7年連続で過去最少を記録したということでもあります。

少子化問題は、当町に限らず、以前から全国的な課題であり、国においては、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とした少子化社会対策基本法を制定し、平成15年9月1日に施行いたしました。

また、翌年には、少子化に対処するための施策の指針となる少子化社会対策大綱が定められ、おおむね5年ごとに見直しが行われる中、令和2年5月29日には第4次となる大綱が閣議決定され、スタートいたしました。

その中で、子育てに関する経済的支援として、中学校修了までを対象とした児童手当を支給することや、令和元年10月から実施されている3歳から5歳までの子ども、及びゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園、保育所等の費用の無償化を着実に実施するほか、高校生等への就学支援として、私立高等学校授業料の実質無償化を着実に進め、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金などにより、高等学校段階の教育費負担軽減を図ることが示され、国において進められているところであります。

さらに直近におきましては、妊娠届出時及び出産後に5万円相当を支給する出産・子育て応援交付金事業が新たに創設され、当町におきましても、先月から事業を開始し、該当の方には案内等を送付する中で、事務手続の整った方から支給を開始したところであります。

また、町の独自の支援策としましては、出生届出時に出産祝い金として商品券をお渡ししているほか、保育園において、3歳から5歳までの副食費の無償化や、小学校・中学校における給食費の軽減を行っているところであります。

そのほかには、子どもの医療費の自己負担分を助成する福祉医療制度の対象年齢を高校生まで拡大したことのほか、中学生までを対象に、インフルエンザ予防接種費用の助成を行うなど、子育て世帯の経済的負担の軽減と併せ、全ての子どもが等しく心身ともに健やかに成長していけるよう、取組を進めているところであります。

さらに、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中では、低所得者の方の子育て世帯に対し、児童・生徒1人につき5万円を支給したほか、昨今の電気・ガス・食料品等の価格高騰により影響を受ける全ての子育て世帯に対し、安定した子育て環境を支援するため、児童・生徒1人につき1万円を支給するなど、その時々に応じた支援も実施してきたところであります。

また、子育て家庭に対しましては、こうした経済的支援のみならず、家庭児童相談員や公認心理師、保健師等による相談支援体制の整備や、講座等の開催による子育てに関する情報提供

のほか、保護者が安心して働けるよう保育園での未満児からの受入れを行うとともに、一時保育についても実施してきたところであります。

また、放課後の子どもの居場所づくりとしまして、児童館での子どもの預かりなども行っており、多様化する子育て家庭のニーズに応えるよう努めてまいったところであります。

また、ご質問の中学生までの子どもに対する新たな支援金の支給についてであります。町においては、ただいま申し上げましたとおり、様々な経済的支援を実施しているところであり、子育て家庭への支援につきましても、子どもに関わる部署が横断的に関わり、経済的支援のみならず、広い視点に立って総合的に取り組む必要があるものと考えているところであります。

新たな支援金の支給につきましては、そのときの社会情勢や財源等を考慮する中で、慎重に対応する必要があると考えているところであります。

また、少子化問題に係る今後の対応といたしましては、人口減少に歯止めをかけ、同時に人口が減っても快適で住みよい環境を確保するため、策定しました「坂城町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる多方面からの施策を、まずは確実に実施してまいりたいと考えております。

**子ども支援室長（細田さん）** イの坂城町の現況はのご質問として、町の2010年からの人口及び出生数についてお答えいたします。

初めに人口につきまして、住民基本台帳を基に、その年の12月末現在でお答えしてまいります。2010年1万6,065人、2011年1万5,914人、2012年1万5,976人、2013年1万5,781人、2014年1万5,675人、2015年1万5,505人、2016年1万5,241人、2017年1万5,182人、2018年1万5,074人、2019年1万4,928人、2020年1万4,679人、2021年1万4,406人、2022年1万4,258人でございます。

続きまして、出生数について、同じく住民基本台帳を基に、その年の1月1日から12月31日までの出生届出数でお答えいたします。2010年109人、2011年116人、2012年91人、2013年95人、2014年96人、2015年81人、2016年80人、2017年74人、2018年82人、2019年66人、2020年66人、2021年70人で、昨年の2022年は52人ではありましたが、今年に入ってから1月、2月には合わせて13件の出生の届出がされております。

人口及び出生数の推移については、前年より増加している年もあるものの、全体的には人口・出生数ともに減少傾向でございます。

**14番（中嶋君）** ただいま、町長そして課長よりのご答弁をいただきました。町長もいろいろおっしゃって、一時期は坂城町を日本一の子育ての町にしようとか、そんなことを言われた時代もあったんですが、そういうわけではありますが、確かに町長はやっていらっしゃいます。

ご立派だと思いますよ。例えば商品券を配るとか、それから保育園の施策でいろいろ金額を安くするんだとか。何よりも私は議会のほうからも出たことですが、医療費の関係なんかはだいぶ頑張っていたら、他町村にも誇れるくらい。18歳まで無料でいいんだとか、相当努力はしてやっていたらしております。

それから、英語なんていうのは、それこそ町長の得意技でございましたので、それをだいぶ小学校とか、これも県下で私は1番だと思っております。一番子どもたちが英語になじむようにということで、小さい頃から。そういうことを考えれば、やっぱりアメリカで日本の会社を立ち上げたようなことを町長はおやりになっているから、余計に英語といいますか、その辺はやっぱりこれからはこういう時代じゃないかというようなことでやっていたらことは、私は敬意を表します。

さっきも同僚議員の栗田なんかは、ここへ英語の本を持ってきて、それ見ながら質問していた。私は平仮名だらけですけども、それでも中学1年生から高校までは英語を勉強したんですけども、えらい差もつくものなんだなと思いました。これがこんな小さな小学校からやっていたら、みんな将来は栗田君のように、ここへ英語の本を持ってきて質問するようなことはできると私は思っておりますので、これは町長、敬意を表するところです。

ただ、私は、町長、そうは言いましてもね、今、課長からご答弁をいただいたんですが、これも少子化だけの問題でないと私は思っています。さっき、課長のほうへ目をちょっと、十数年、十二、三年のところで坂城町の推移がどうなっているか、調べておいてくれやなんて言ったら、まていに今日はお調べいただいて、きちんとしたご答弁いただいたわけではありますが、2010年のときは1万6千なんていうことでありまして。もうちょっと前、私は今20年ここに立っておるわけですが、あの当時は1万7千をちょっと欠けたからね、もうちょっと頑張ったら1万7千、2万人ぐらいになんていうような夢を持ったときもあったんですよ。そして、どういふわけだかもうどんどんどん、まさに谷底へ転がり落ちるように人口が減ってきてしまったということでもあります。

それで、えらい減っちゃったですよ。2010年には1万6千もおったのが、2022年は1万4千というようなことで、ここも今の課長のご答弁じゃございませんが、2010年のときは109人いたのが、ここへ来て66だとか52だとか、そこへいって2人、3人増えたとか、なかなか苦しい答弁なさっておったわけですが、これもまあそうは言ったら統計でございますから、事実であります。うそも隠しもない。

じゃあどういふことだいという。こんなに減っちゃったと。ざっくり言えば2010年、この十数年の間に半分ぐらいになってしまった。という、よく考えると、私は中学が昔、私らの頃は坂城中学が一番でかかったね。それから中之条中学、それから村上中学、3校あったんです。それが坂城町も一つになったんだから、中之条にいい場所があるから、あそこへ中学

校を建てるじゃないかなんて言ってね、統合中学って言ったんです、昔はね。坂城中学じゃないや、統合中学。

そのときにですね、我々より、私の年齢を言っておかなきゃいけませんけれども、私は74歳です。今年ね。だから、私より1個上の人たちからですね、統合中学になりました。私は2年生のときに統合中学。だから、1年生のときには中之条中学を出ておるわけです。中之条中学の校歌を歌えなんて言えば、でっかい声でここで歌っちゃいますけれども、そんな歌をもう知っている人は誰もいなくなって……。いや、まだ先輩たち生きているのを殺しちゃいけません、団塊の人は生きているから知っている人はいるんですが、僅かになったなど。

その後統合中学へ入りまして、にぎやかだったですね。中之条と南条しか仲間がいなかったやつが、今度は旧坂城もみんな。だから川向こうというと、向こうの人たちは中之条のほうを向いて川向こうと言うようですが、村上地域の人たちも、みんなひとところへ集まりまして、にぎやかだったんです。面白かったね、いろんな人たちが増えて。というと、あの当時は何と9クラス、8クラスですよ。しかも、じゃあ何人クラスにください。35人学級かいなんてとんでもない。もう45人から50人おりました。にぎやかだったですね。

今はどうですか。教育長、今はどんなになっちゃっていますか、坂城中学。我々のときは9クラス、8クラス。しかも50人おった。3クラスくらいですかね。どうでしょうか、こんなふうになっちゃってね。

だから、この間ちょっと冗談交じりに言ったんですが、大体ざっくり坂城町というのは、1年で100人減っていますね。ということを見ると、1万4,258人だね。ありがとう、課長。そんなふうになっちゃったと。それじゃあ1年に100人消えていけば、俺みたいに頭の悪いのでも、指を折りながら計算しても140年たちや坂城町はどうなっているんでしょうかね。このまんま推移していけば、誰もいなくなっちゃう。どうしましょう。2010年から2022年の統計が出ているじゃないですか。これ、それじゃあ私が言ったように150年ずっと書いていって、一つずつこうやっていけば、あれ、150年たったらゼロになっているけれども、こんなばかなことはないと思いますが、そのために我々が今いるんです。何とかしなくちゃいけない。

150年後なんか俺は生きてないからいいやなんて言うんじゃないで、今生きている俺たちが何とかせにゃいけないんじゃないかということで、町長も、私が今申し上げました。町長は坂城町へ来て一生懸命ご努力なされて、子どもたちのために一生懸命やっていただきました。でも、町長、一言私言わせてもらえれば、現実を見てください。減っているのは事実でしょう。だから、私の理論は直接子育てしているお父さん、お母さん方のところへ入って行って、おい、どうしてだいと。みんな金が欲しいと言うわな。金がたとあれば、まだ子ども1人や2人ぐらい産みたいわいと。金がないと。だから、これは東京の都知事のおぼさんのまねをしたわけ

じゃないでしょう、この5千円は。これは坂城町の若者たち、子育てしている人たちから沸き上がってきたことを私はここで質問しているわけです。その辺もお考えいただきたいと思いません。

ですから、これに名前をつけると言われれば、例えば坂城町子育て支援金、場合によっては子育て年金なんていう言葉も私はいいなと思っています。我々は高齢者年金というような言葉になっているから。子育て年金ということで出せばいいんじゃないかなと。この辺も早急に考えていくべきであると思っております。時間もあれですので、第2質問に入らせていただきます。

## 2. 高齢化問題について

私、今回二つやったのは、少子化問題、高齢化問題、これは喫緊の課題なんですよ。今回やらせていただいた、こういうあんばいです。

### イ. 70歳以上は、びんぐし湯さん館入館料無料に

団塊の世代が70歳を超えてきたことにより、国保も心配であります。健康寿命は男性73歳、女性75歳と言われているが、元気で健康で長生きをしてもらうためには、温泉が私は一番だと思っております。年金も減らされて困っている坂城町民であり、70歳以上の高齢者にびんぐし湯さん館の入場料を無料にすべきであると考えますが、その辺のところをご答弁いただきたく思います。以上であります。

**企画政策課長（伊達君）** 高齢化問題について、イとしまして、70歳以上は、びんぐし湯さん館入館料無料にとのご質問にお答えいたします。

びんぐし湯さん館は、住民の健康増進、コミュニティ活動の推進、地域活性化などを図るための温泉施設として平成14年にオープンし、今年度は20周年の節目に合わせ大規模な改修工事を行い、リニューアルオープン後も多くの皆様にご利用をいただいているところであります。

また、施設がびんぐし公園内にあることから、温泉と併せた遊歩道の散策や、公園内でのスポーツ活動にも利用がしやすい上、施設内には運動浴槽を備え、浮力を生かした個人での運動のほか、水中運動教室も行うなど、周辺環境も活用することで様々な目的でお使いいただける施設となっております。

加えて、びんぐし湯さん館にはゆったりとした大広間のほか、今年度の改修工事で拡張したテーブル席のレストラン、湯上がりコーナーや町を一望できる広々とした展望デッキなどが整備され、住民の皆様が集い、リラックスして過ごせる場として、また、心身の健康増進も図れる場として、幅広い年齢層の皆様にご利用いただいております。

特に高齢者の皆様のご利用も多く、びんぐし湯さん館では、高齢者向けの優待施策として、年間券や半年券での75歳以上の方用の価格設定や、いい風呂の日として毎月11日と26日

に70歳以上の方への割引を実施しているところで、直近になります、先月2月の75歳以上の年間券または半年券利用の入館者は2,758人、いい風呂の日の割引を利用された方は216人と、大変多くの方にご利用をいただきました。

そのほか、温泉施設を通じた世代間の交流も行えるよう、町民優待割引券の配布や、JAFや消防団、ながの子育て家庭優待パスポートなど各種会員割引制度などを設け、施設の指定管理者である坂城町振興公社におきましては、高齢者に限らず幅広い世代の皆様にご利用いただきやすい施設となるよう努めているところであります。

ご質問にございますとおり、70歳以上の方の入館料を全て無料にいたしますと、日常のお風呂として、毎日ご利用いただく70歳以上の方の増加が見込まれ、より多くの方にご利用いただく方策として貴重なご提案と受け止めております。

しかしながら、一方では多くの皆様に良質な温泉をお楽しみいただき、施設を末永くご利用いただけるよう、一定のご負担をお願いする中で良好な施設環境を維持しており、経営や運営といった観点も含め、慎重な対応が必要であると考えているところでございます。

町振興公社では、来館された方によりご満足いただけるよう、入浴以外にも季節の良質な野菜や果物を安価に提供し、社会情勢に合わせ、マスクや消毒液といった衛生用品の販売や、食堂メニューのテイクアウトサービス、季節に応じたメニューの提供など付加価値の充実にも努め、集客を図る取組も行っております。

今後におきましても、ご利用いただく全ての皆様の健康増進を図るとともに、快適にご利用いただき、再び訪れていただける施設となるよう、町振興公社と協力してまいりたいと考えているところでございます。

**14番（中嶋君）** ただいま、課長よりご答弁いただきました。湯さん館もリニューアルしてですね、立派になりました。また、大勢のお客さんも来ているようであります。ありがたいことです。今、課長のご答弁によれば、いろんな世代に対してのサービスもなされたり、割引などもしておるようで、これまたこの辺は感謝するものであります。

そして、私が今申し上げましたように70以上は無料にきなさいと。やっぱり先ほど課長からもご答弁がありましたが、何枚かの券をつづって何百円安くするよと。でも、ただじゃないんですよね。これが不思議な話なんです。意外と行かないんですよね、皆さん。ああ余っちゃった。この間もちょっとこれ要るなんて人もおったんですが。

人間の心理として、やっぱりただというのはいいんですよね。つづりで5枚も10枚もあるよりも、できれば3枚でもいいんですよね。ただにするよと。そうすると、皆さん意外と心理的にもったいないわなど。ただで行けるなら、それじゃおらも行かずに言っただけでね。年寄りになれば孫を連れていくかなんてね。それこそ、お父さん、お母さんもちょっと足の調子が悪いなんて言って、じいちゃん行くかいなんて言ってね。その代わりお父さん、お母さんは

ちゃんと払います。孫を連れていけば孫はちゃんと払うしね。じいやんが1人が行って、そこへ2人や3人必ずついて行って、そこにプラス。そういうような発想をちょっと考えると、意外と70歳以上はただにするなんていうと、うまくいくんですよ、これね。私は民間の人間ですから、すぐ。

ただし、損しちゃいけません。さっきも課長がおっしゃっていました。経営と運営もあるよと。当然ですね、これは。赤字にするようじゃいけません。私なんかは商人ですから、赤字というのは悪ですから。やっぱり善でなきゃ。善はじゃあどうということだといったら、もうけなきゃいけない。それでどうするんだいといったら、損してもうけを取れというようなことを言うとなんか嫌らしくなるんですが、そんな考え方もあるんですよ。

ましてや、私に言わせれば、団塊の世代、さっきもお話ししましたがけれども、団塊の世代の人たちは二十歳代もあつたんですよ。みんな坂城町の企業へ勤めて、最初は安い給料だったのに、今はもちろん上がってきました。それでどうなったと思います、この町は。こんなにいい町になったじゃないですか。私らのもうちょっと先輩たちのときには、工場なんかいい時代は、もう大変だったですよ。出稼ぎに行った人もいたしね。そんなことをしなくてもいい町になった。二百数社も坂城町に工場があるような。当時なんか三つ、四つあつたきりですよ。

それが特に団塊の世代の皆さんがどかとおつた。これが坂城町のもう小さい会社、大きい会社にみんな入り込んで行って、それでこの立派な坂城町にしたんです。その人たちがもうちょっと、私もそこへ入っていますから言いますが、団塊の世代、もう足腰も痛くなってきたり、もうだいたい皆さんくたびれてきているんですよ。同級生の話なんかを聞けば、同級会といつたものは、この3年ばかりやらなかったんですが、その前にやったところなんかは、もう病気の話きりですね。もう70近くになると。そういつて私は考えたんですよ。なんのためにあれを造つたんですか、ふるさと創生何とかみたいなことで1億もらつてね、あれは。当時、坂城町議会と町側と話して、それじゃあ温泉を掘らずかなんて言つてね。坂城町は温泉が絶対に出ないようになっているんですよ。だけれども、今の技術になれば1千メートル掘れば出る。どこでも出ちゃうという話があつて、本当に出ちゃつてね、あんときうんとうれしかったです。それが今に伝わるということでもあります。

誰のために何で造つたかということ。あの当時、いいことを私はやつてもらつたと思つておりますが、日本中へ1億円ばらまいたんですよ、各市町村へ。いろんなことをやつたところありましたよね。金のインゴットを買つたとかね、宝くじを毎回買つてみたとかね。いろんなことをやつた。坂城町はさすが立派だったですね。温泉を掘つたと。出たと。じゃあこれは誰のために掘つたんですか。町民のためにやっているんですよ。

これはいいことですが、じゃあ何人あそこへ町民が行っているだといつたら、これはこうやつたわけじゃないから、ざっくりな話でしょうが、3割か4割ぐらいは坂城町の人たちが

行っているけれども、6割くらいはよそ者だというんだな。でも、今後はいいですよ、上田のほうから大いに来て金を落としてもらえれば、大いにありがたい。千曲市から来ていただいて、景色がいいわと。おらたちも温泉あるけれども、ここは最高だと言っている人何人もいますよ。うんとありがたい。

けども、今ちょっと気になる。3割か4割ってちょっと寂しいですね、坂城町の人。だから私は考えたですよ。坂城町の人にもうちょっとおごれよと。さっき、ごちゃごちゃ言いましたけれども、税金をたくさん納めて坂城町を立派な町にした高齢者に敬意を表すべきじゃないかというのが私の考え方だと。

それから、自分がそうだから、もう1回嫌なことを言いますがね、私らは直にあっちの世界へ行っちゃいますよ。今回、私も中之条に仲間たちが17人いるんですが、誰も亡くならなかったです。それが、去年ばたばたと2人亡くなりました。いよいよそんな世代になってきたんだなと私思っているんですよ。だから、死ぬ前にひとつ、坂城町をこんなにでかくして立派なところにしたんだから、そのじいやんたちを、びんぐし湯さん館をただにしてあげようじゃないですか。これ以上増えませんか、我々世代。ここまで来ちゃってれば、あとは消えていくっすりですよ。いなくなっていくっすりですよ。これはぜひお考えをいただきたいと私は思うものであります。

最後にですね、まとめではありませんが、お話を申し上げたいと思います。もう既に皆さんご存じです。まさに今期で我が議会も議員を辞める皆様におかれましては、坂城町のために本当にご尽力尽くされました。ご苦労さまでした。今後も坂城町議회를温かく見守っていただきたいと思います。

さて、来期出馬する皆様は、町長をはじめ、必ずやこの議場に帰ってこようではありませんか。お約束いたしますよ。戻ってきましょう。

さて、最後に私ごとではありますが、若い頃読んだ吉田兼好の「徒然草」を最近また読み始めております。そして、自分なりに理解できる年となってきたなとつくづく思っております。何回も何回も今読み返しております。すがすがしさを感じるようにもなりました。人生のわびさびを知るとともに、全ては諸行無常であることも悟りました。

「徒然草」にちなんで今期最後の一句を添えます。人は皆 昨日生まれて 明日死ぬ。人は皆 昨日生まれて 明日死ぬ。諸行無常であります。ありがとうございました。

**議長（小宮山君）** ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時55分～再開 午後 1時30分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

2番 大森茂彦君の質問を許します。

**2番（大森君）** ただいま、議長より一般質問の許可をいただきましたので、一般質問を行います。



す。

まず、岸田政権は、5年間で軍事費を43兆円に大幅に引き上げ、新しい戦争前夜の準備をしています。今やるべきは、軍事拡大で緊張を引き起こすことではなく、東アジアのASEANと協力し、中国や北朝鮮、韓国など、東アジアの全ての国々で構築する平和の枠組みを進展させる、東アジアを戦争の心配のない地域にしていく、このことが今求められており、憲法9条を積極的に生かす日本の外交政策の大事な道であります。このことを指摘して一般質問に入ります。

まず、1といたしまして、食物アレルギー対応給食についてお尋ねいたします。学校給食は学校教育の一環として取り組まれています。学校給食法では、学校給食の七つの役割を示しています。一つは健康な体をつくる、二つ目は望ましい食生活のお手本になる、三つ目に助け合い、協力し合う社会性を身につける、四つ目に自然の恵みに感謝する心を育てる、五つに働くことを尊び感謝する心を育てる、六つに地域の食文化を知り、未来に伝える、七つに食を通して社会の仕組みを学ぶ、このようにうたわれております。

食育は、みんなと一緒に食べることで楽しい時間を過ごすことができます。しかしながら、食物アレルギーを有するお子さんにとっては、どのようなお気持ちでいらっしゃるのか、このことも気になる場所でもあります。このことについて、どんな対応をされているのか順次お尋ねいたします。

イといたしまして、保育園及び小・中学校での対応は。

まず、保育園及び小中学校の食物アレルギー児童生徒の状況について、どのようになっているのでしょうか。そして、この子どもさんに対し、どのような対応をされているのでしょうか。そして給食、調理スタッフは足りているのかどうか、このことについてもお聞きいたします。また、近隣自治体のアレルギー対応給食の対応状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

ロといたしまして、今後の計画は。

第6次長期総合計画には、食物アレルギーに対応した献立表の配布、また食物アレルギー対応食の提供について検討を進めると示しています。具体的な行程はどうなっているのか、お尋ねいたします。

以上で1回目の質問といたします。

**教育文化課長（長崎さん）** 1. 食物アレルギー対応給食についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、学校や保育園における給食は、成長期にある子どもたちの心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体力の向上を図り、食に関する指導を効果的に進めるために重要であると考えているところであります。

ご質問の保育園、小中学校の児童生徒などの食物アレルギーの状況でございますが、保育園、小中学校で何らかのアレルギーがある児童生徒等は、保育園が17名、小学校が63人、中学校が17人でございます。

このうち、食物アレルギーを引き起こすことが明らかな食品といたしましては、小麦、卵、ソバ、クルミ、ゴマなど合計28品目があり、その中でも、発症数が多く症状が重篤なものとして、小麦、卵、牛乳、エビ、カニ、ソバ、ピーナッツの7品目が挙げられており、この7品目にアレルギー症状を起こす児童生徒などの食材別の合計人数を申し上げますと、小麦7人、卵27人、牛乳13人、エビ4人、カニ4人、ソバ10人、ピーナッツ14人でございます。

次に、学校給食において提供する給食の食物アレルギーへの対応につきましては、文部科学省が策定した学校給食における食物アレルギー対応指針及び県教育委員会の学校における食物アレルギー対応の手引きに基づき、平成31年4月に町の学校給食におけるアレルギー対応マニュアルを作成し、対応しているところでございます。

食物アレルギーは、今までアレルギー症状がなくても、突然アナフィラキシーの症状が出ることもあり、即時型食物アレルギーでは、重篤な場合は生命を脅かすこともあるため、特に慎重な対応が求められ、文部科学省の指針においても、児童生徒の安全性を確保するためにも施設面、体制面を考慮し、アレルギー対応食などの提供について、無理な対応、過度に複雑な対応をしないことが食物アレルギー事故防止のために、重要なことであるとされています。

このため、町の学校給食における食物アレルギーへの対応につきましては、児童生徒の安全を第一とし、牛乳については小魚等を代替食とし、パンの代替食には米粉パンを提供しておりますが、それ以外の代替食及び除去食の提供は行わないことを基本としております。

食物アレルギーにより重篤となる児童生徒には、月ごとに各ご家庭に配布する献立表に加え、食材に含まれる特定原材料28品目を明記したアレルギー明細表を作成し、アレルゲンの含まれる料理などをご家庭で確認いただき、誤食を防ぐため、完全弁当、または一部弁当を持参していただくようお願いしているところでございます。

また、献立表の作成にあたり、メニューの表記は「切干大根の、のりゴママヨネーズ和え」のように原材料名を用いて使用食品を明確にわかりやすくするよう工夫するとともに、1回の給食で複数のアレルゲンの食材を使わないように心がけております。

さらに、アナフィラキシーショックにより重篤となる可能性が高いソバ、ピーナッツは使用しないこと、発症数が多い卵や牛乳、小麦、エビ、カニなどは、できるだけ使用を控えるなどの対応をしております。

食材の選定におきましても、さつま揚げ、かまぼこなどの練り製品を使用する場合、28品目が含まれていない食品を選定しており、シュウマイ、ハンバーグなどは、アレルゲンとなる卵を使わない製品を使用しているところでございます。

また、調味料では卵の入っていないノンエッグマヨネーズの使用、揚げ物調理には小麦粉の代わりにでん粉を使用するなど、食物アレルギーに配慮し、できる限り多くの児童生徒に給食が提供できるよう、これまででもできるだけアレルギーを含まない給食の提供に努めております。

次に、保育園のアレルギー対応食につきましては、厚生労働省の保育所におけるアレルギー対応ガイドラインに基づき作成した坂城町立保育園食物アレルギー対応マニュアルにより対応しております。

保育園では、調理室が各保育園に設置されており、提供する給食の量が学校給食センターと比較して少ないことに加え、アレルギー対応の食数が少ないため、個別の食事への対応が現時点では行えており、また、給食を食べる児童と作る側の調理員が顔の見える距離にあり、給食の様子や園児の状況を随時確認することができるなど、給食の対応が行いやすい環境にあります。

保育園での食物アレルギーへの対応につきましては、除去食等を提供しており、調理中や食事の受渡し、食事の配膳まで複数の職員により確認するとともに、食事の時間も周囲の園児の食べこぼし等を誤飲しないよう保育士が近くで見守るなど、注意をする中で、個々の食物アレルギーに関して対応しております。

また、調理にあたっては、アレルギーの原因食材の混入を避けるため、一般的な給食とアレルギー対応食を区別することなく調理を進め、アレルギーとなる食材が使用される前にアレルギー対応食分を取り分けて調理を行うなど、作業工程や作業動線を考慮する中で除去食等を実施しておりますが、先ほども申しあげましたように、各保育園で調理を行っており、それぞれの保育園で調理されるアレルギー対応食が少量であることから対応できているところでございます。

次に、給食調理員のご質問ですが、給食センター、保育園の給食については、株式会社坂城町振興公社に委託し、派遣された調理スタッフが各施設の調理室で調理業務を行っております。この振興公社からは、現在のところ調理スタッフの増員についての要望はございません。

続きまして、近隣市町村の食物アレルギー対応の状況につきましては、近隣の長野市、千曲市、上田市においても、基本的な方針は当町と同様に文部科学省の学校給食における食物アレルギー対応指針などを基に、提供する給食では、過度に複雑な食物アレルギー対応をしないことを原則として、それぞれの施設や職員体制などを考慮する中で、食物アレルギーの対応を行っているとお聞きしております。

また、現況をお伺いした近隣の3市では、それぞれ複数の給食センター等で給食を提供しております。長野市では8施設のうち2施設で、千曲市は2施設のうち1施設で、上田市は3施設のうち1施設及び自校給食を提供している学校において、食物アレルギーに対応した除去食を提供しておりますが、全ての食物アレルギーへの対応ができていないため、いずれの給食セ

ンター等におきましても、除去できない食材を使用する場合は、完全弁当や一部弁当の持参をお願いしているとのことでございます。

続きまして、ロ. 今後の計画でございますが、町の第6次長期総合計画では、学校における食育の推進として、「学校給食においては、食物アレルギーに対応した献立表の配布」と「食物アレルギー対応食の提供について検討を進めます。」としております。これまでの食物アレルギーについての対応といたしましては、牛乳のアレルギーに対し、小魚等を代替食として提供していましたが、令和3年度からは小麦アレルギーへの対応として、新たにパンの代替食として米粉パンの提供を始めております。この米粉パンの提供にあたっては、小麦を原料にした製品と同じ製造ラインで米粉パンが製造されると、小麦などの粉末が飛散し、米粉パンの製造過程でアレルゲン物質が混入する可能性があることから、町では、米粉パンのみの製造ラインで作られた米粉パンを製造する山形県の業者から購入しております。

また、各種アレルギーに対応した給食が提供できる民間業者などの調査を行いました。アレルギー食のみに対応できる業者は近隣ではございませんでした。

今後も、米粉パンのように新しい食材や技術で、アレルギーに対応できるものがないかなどについての調査や研究につきましては、引き続き実施してまいりたいと考えております。

このように、町ではアレルギー対応食の提供の必要性につきましては、十分認識しているところではあります。アレルギー対応食を提供するためには、アレルギー専門の調理室や調理器具等が必要となり、調理員も一般の給食とアレルギー給食の調理場の動線を分離しないとアレルゲンを持ち込む危険がありますので、アレルギー対応食の専任調理員が必要となるなど、設備や体制の整備が必要なことなどから、安全性を最優先に考えますと、現在の施設、設備、体制ではアレルギー対応食の提供は大変厳しい状況でございます。

**2番（大森君）** アレルギーの食物について細かくご答弁いただきました。本当に大変な調理の状況ということはよくわかるわけです。こういうご苦労されているという中ではありますけれども、保育園では少人数ということもあつたり、あるいは自校給食というか自園給食ということになっていますので、その辺の対応がしやすいということのご答弁でした。

こういう状況ではあるんですが、先ほど近隣市町村の中では、例えば長野市では八つの給食センターのうち二つの給食センターがアレルギー対応の調理室が整備完了したところから開始されているということで、準備されてきています。また、上田市もこういう動きも出ているということと、千曲市でもやはりアレルギー対応の給食センターというのが進みつつあるという点ですよね。

ところが、坂城町の6次総合計画の中では、アレルギー対応の提供について検討を進めるということで、もうとくに私は、これを対応する食育・学校給食センターを整備し直すという方向でのものだというふうに考えておりました。これは6次総合計画という大きな長期にわ

たつての計画ということから見れば、そういう設備を準備していくという中身だというふうに思うんですが、対応した設備を整えていくという、こういう方向には全然考えていないということなんでしょうか。その辺についてはいかがでしょうか。

**教育文化課長（長崎さん）** 施設改修などについてのご質問でございますけれども、近隣の市町村につきましては、老朽化している施設を改修する際などに、併せてアレルギー対応ができる施設に改修をされているとお聞きしております。

坂城町の給食センターにつきましては、平成21年に建設された施設でありまして、第6次長期総合計画などにおいても、老朽化などによる施設整備などについては、現在計画がされておきませんので、今のところは施設改修などについては予定はございません。

**2番（大森君）** アレルギー対応の給食について、民間事業者などにもお願いしたりということがあったかと思うんですが、なかなかこれはちょっと実現しないんじゃないかなというふうに。値段相応ということになれば、また違うかと思うんですが、そういう対応をしていくということになれば、やはり施設整備を整えていくという計画をつくるということがどうしても必要じゃないでしょうかね。

まだ老朽化していないから、そのままの状態で行くと、こういう安易な対応じゃなくて、やはりこういう子どもさんたちにも対応していくということが、どの子にも分け隔てなく教育、そして給食を提供していくということだというふうに思うんですね。その点について、どうですか、町長。全くその計画はお考えないでしょうか。お考えについてお尋ねいたします。

**教育文化課長（長崎さん）** 第6次長期総合計画におきましては、今のところ、繰り返しとなりますが、給食センターなどの施設改修につきましては、予定はございません。

**2番（大森君）** ありがとうございます。町長にも一言お尋ねしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

**町長（山村君）** 施設ですから、これは未来永劫やらないというわけじゃないわけです。ですけれども、簡単な施設改修でできるものじゃないだろうと思っています。先ほど、課長が答弁しましたけれども、アレルギーの、例えば小麦の例が話ありましたけれども、空中散布しているのがもう混ざってしまったら駄目ですから、全く別系統のラインを作らなきゃならない。そうすると、二十何種類のラインを作るのかとなると、これはまた難しいわけで。先ほど近隣の市でも話がありましたけれども、全部が全部できているわけじゃないわけですね。ですから、それを含めて、どうするかというのを今検討しているというところでもあります。

個別に施設を造らなくても外部から導入するということもありますし、米粉につきましても、日本ハムですかね、が作った特別な専門の米しか扱わない工場というのを見つけまして、そこで提供しているわけでもあります。

極端に言うと、隣の子がパンを食べていれば小麦粉が舞ってくるという可能性もあるわけで

す。極端に言えばですね。ですから、非常に難しい話で、事故を起こしてはいけないということ優先に、だけれどもアレルギーのある方への対応を考えていることを6次計画で考えていることもございますので、その中で一切施設は手を触れないというわけじゃないと思います。それは検討の中身で対応していきたいと思っております。

**2番（大森君）** やはり、町長にお答えいただければ、少しは前進したかなという雰囲気にはなります。どんなような方向になるかわかりませんが、やはりいろんな子どもさんに対応していくということで、ぜひ検討を引き続いてやっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に2番目の質問に参ります。

町職員の体制はということで、2といたしまして、町職員の体制についてお尋ねいたします。

イ. 23年度の職員体制は

町職員は町民の生活を支え、支援する大切な住民サービスを担っています。信濃町では、保育士不足のため、1か所の保育園が閉鎖になりました。ここでのいろんな事情があると思えますけれども、しっかりとした職員体制を整えておいてほしいと思います。

そこでお尋ねしますが、23年度の正規職員の数及び新たに採用した職員の人数は何人かお尋ねいたします。

2といたしまして、有資格者、保育士、保健師、栄養士、学芸員、土木技術士、ほかにもあるかもしれませんが、専門職の状況はどのようになっているのでしょうか。

3といたしまして、定年の年齢が延長されます。この職員数を何人にしていくのか。10年間かけて定年が順次行われていくんですが、この目安あるいは人数をどのように考えていらっしゃるのかお聞きいたします。

4番目に、定数条例では166人となっています。現在、一般会計の最後のところの職員の人数を見ますと、31人少ない職員体制になっております。条例定数を充足させない理由は何なのかお尋ねいたします。

次に、ロといたしまして、会計年度任用職員の状況についてお尋ねいたします。地方自治体の非正規職員、会計年度任用職員の劣悪な処遇は官製ワーキングプアと指摘され、国と自治体による無責任な働かせ方に対する雇用の在り方が社会問題化しております。地方自治法の改正により、2020年度からは期末手当が支給されることになりました。期末手当の相当額を給与引下げで相殺する自治体が現れてきます。改善に結びつけないケースも起きています。

自治体職員でつくっている自治労連は、昨年、全国で働く約62万人の会計年度任用職員を対象とする「いまだから聴きたい！誇りと怒りの2022アンケート」というものに取り組みました。これは制度開始から3年目を迎えていることから、公募による不当な雇い止め、いわゆる3年目の壁というのがありまして、ちょうどこの3月で集中的に現れてくるのが心配されております。労働契約法やパート有期労働法、最低賃金法など適用除外となっていることに

よる不合理な格差の実態を把握するために行ったものだというふうに自治労連の責任者は言っております。

アンケート結果は、会計年度任用職員制度が低過ぎる賃金をつくり出し、行政によるやりがい搾取という表現をしております、こうなっていることが現状を告発したものとなっております。

そこでお尋ねいたします。坂城町では会計年度任用職員、フルタイム、パートの採用方法はどのようにされているのでしょうか。

二つ目に、再任用の回数はどうでしょうか。国は再任用を認めていますけれども、2回までと例示しています。町の対応はどのようにされているのでしょうか。

三つ目に、職場別の配属状況はどのようになっているかお尋ねします。

四つ目に、会計年度任用職員の服務規程はどうなっているのでしょうか。

五つ目に、年間雇用のフルタイム職員は、本来正規職員にすべきだというふうに私は考えます。この点についてどのようにお考えになるか。

六つ目に、パートタイムの時間給は幾らになっているのかお尋ねいたします。

以上で職員体制についての1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** ただいま大森議員さんから町職員の体制についてご質問をいただきました。私からは、職員数の目安や会計年度任用職員の正規職員への採用等についてお答えしまして、その他につきましては担当課長から答弁いたします。

町の職員は、申し上げるまでもなく、町民への行政サービス提供に欠くことのできない大変重要な役割を担っております。採用につきましても、新卒に加え、社会人採用も併用する中で人材の確保に努めているところであります。また、採用後も接遇研修をはじめとした各種研修の受講などを通して、職員の資質向上に取り組んでいるところであります。

最初に、職員数の目安とのご質問であります。これまで、町におきましては良質な公共サービスが確実、効率的かつ適正に実施されるよう、自主的に行政改革に取り組む必要があるとされる中、国において、行財政改革の具体的な取組を明示した集中改革プラン公表が全国市町村に求められ、当町におきましても、自律の町を目指すため、平成17年に策定しました集中改革プランにおいて、目標職員数を142名と定めたところであります。

この目標職員数につきましては、設定した当時の職員数が152名と目標値を大きく上回る状況の中、行財政改革の取組の一つとして、職員数削減の目標値が設定されたものとお聞きをしております。

私が町長になりましたときに感じましたのは、その結果、若手が随分少ないなという感じを持ちました。実際に私が町長に就任しました翌年の平成24年度の職員数は130名となり、目標としては大きく達成されておりましたが、国や県からの権限移譲など町の業務量も

変化している中、現在は、業務を進める上での適正な職員数の目安と捉えているところであり  
ます。

142名という数値は、設定から長い時間が経過しておりますが、現在もこの数値を目安と  
する根拠、理由といたしますと、毎年総務省で実施する全国の市区町村の職員数等に関する地  
方公共団体定員管理調査における類似団体との比較であります。

この方式は、職員数の目安を探る際の方式のうちマクロ方式と言われるもので、各自治体の  
人口と産業構造を基準とした同規模の類似団体の状況を比較するもので、当町の類似団体とい  
たしましては、当町を含め県内に4町ですね、高森町、富士見町、佐久穂町がございます。

この4町の状況を見ますと、人口1万人当たりの職員数の平均につきまして、令和2年度は  
96.25人、3年度は95.81人となっております、これを当町の人口に換算いたしますと、  
令和2年度が約143人、3年度については約140人となっております。県内類似団体の平  
均値の推移を見ましても、年度による増減はありますが、おおむねこの近辺で推移しており  
ますことから、現状におきましても、142名という数値は適正なものとして捉えているところであ  
ります。

続きまして、条例定数を充足させない理由は何かとのご質問であります。職員数が著しく  
増加いたしますと、各年度の経常的経費が増加し、財政の硬直化につながることを懸念される  
ところでございます。また、職員定数条例に定める職員数につきましては、総務省からも職員  
数の限度を示すものであるとの見解が示されているところであり、他市町村におきましても、  
条例上の定数を限度として、実人数がそれを下回る運用となっておりますことから、将来に向  
かっただけの継続的な町政運営といった観点からも、当面は現在の目標職員数を目安としていき  
たいと考えているところであります。

また、令和5年度から新たに定年延長と職員数の目安との関係につきましては、制度がス  
タートすることに伴い、定年退職者がいない年が隔年で出てまいりますことから、定数管理や  
職員採用に影響が出ることが想定されますが、業務を行う職員総数といたしましては、現状の  
142人を目安としながら、継続的な人員の確保に配慮してまいりたいと考えております。

続きまして、ロの会計年度任用職員の状況に関するご質問のうち、フルタイム職員を正規職  
員にすべきではないかのご質問であります。これまで町職員の採用にあたりましては、大  
学や短大の新卒者だけではなく、それまで民間企業等で働き、社会人経験を持つ方への採用の  
枠も設けて募集するなど、幅広い人材の採用に努めてきたところであります。また、社会人枠  
の応募につきましては、これは以前の大森議員のご質問で、保育園の採用についての話もあり  
ました。町で会計年度任用職員として働いている方も可能であり、希望する場合は採用試験に  
臨んでいただいているところでもあります。

これまでも、町の会計年度任用職員として保育士や事務員などとして働いていた方に受験



していただき、正規職員として採用された方も複数いらっしゃると思いますが、働き方が多様化する中では、一概にフルタイムの勤務や正規職員としての採用を希望する方ばかりではないということも実情となっているところでもあります。

今後におきましても、あくまでも各職員の勤務スタイルを尊重する中で、会計年度任用職員の皆さんに対しましても、積極的に職員採用に関して情報提供し、必要な人材の確保につなげるとともに、よりよい職場環境づくりに配慮していきたいと考えております。

**総務課長（臼井君）** 2. 町職員の体制はのイ、ロのご質問をいただきましたけれども、順次お答えをいたします。

初めに、イのうち2023年度の正規職員数と新規採用者の人数といったご質問でありますけれども、現時点におきましては、年度の途中ということで確定した人数として申し上げることはできませんけれども、現時点における令和5年度の予定の数といたしまして、正規職員につきましては、葛尾組合への派遣職員を除き140名を見込んでいるところでもあります。また、令和5年4月1日採用予定の新規採用職員につきましては、こちらも予定の人数ということで6名を見込んでいるところでもあります。

次に、専門職の状況に関するご質問であります。職種ごとに現時点での職員数を申し上げますと、保育士が28名、保健師が7名、栄養士が2名、学芸員が2名、土木技師が5名という状況でございます。

続きまして、ロの会計年度任用職員の状況はとのご質問であります。初めに会計年度任用職員の採用の方法につきまして、会計年度任用職員の任用にあたりましては、任用の公平性、透明性を維持する観点から、原則として公募により選考を行っているところでもあります。

公募にあたりましては、町ホームページや「広報さかき」、防災行政無線のほか、ハローワークなども活用して募集を行っております。また、この選考の候補者となることを希望する方を随時公募しており、希望があった場合は、あらかじめ名簿に登録し、任用の必要が生じた際には、登録者も含めて選考を行っているところでもあります。

次に、フルタイム会計年度任用職員の再任用の回数についてのご質問であります。会計年度任用職員を任期満了後に引き続き任用する場合につきましても、原則として公募・選考によるものとしているところではありますが、一定の期間につきましては、勤務実績等を踏まえる中で、公募によらない再度の任用を認めているところであり、町におきましては、4回の継続任用を認める中で連続する5年間の勤務を可能としております。

次に、フルタイム会計年度任用職員の職場別の配属状況というご質問でありますけれども、今月1日時点の人数を申し上げますと、一般行政事務の勤務が3名、教育委員会の勤務が2名、保育園、子育て支援センターの勤務が12名、小中学校の勤務が5名で合計22名という状況であります。

続きまして、会計年度任用職員の服務についてであります。会計年度任用職員に関しましても、原則として地方公務員法に基づく服務規程が適用されることとなっているところであります。具体的には、守秘義務のほか、職務専念義務や信用失墜行為の禁止などが適用されるところであります。フルタイム会計年度任用職員に関しましては、正規職員と同様に営利企業への従事等の制限が適用される一方、パートタイム職員は適用除外とされ、他の事業所等での兼業を可能としているところであります。

最後に、パートタイム会計年度任用職員の時給についてのご質問であります。フルタイム会計年度任用職員の給料月額に関しましては、正規職員の給料表に基づき、職務により対応する号俸等について規則で定めております。

また、パートタイム会計年度任用職員に係る時給に関しましても、フルタイム同様、職務により対応する給料表に基づいた給料月額から単価を算出しているところであります。現在の一般事務補助の時給単価につきましては937円としているところであり、令和5年度につきましては、給料表の改定に伴い963円に引き上げることとしているところでございます。

**2番（大森君）** まず、職員の定数の状況なんです。今、町長の答弁で、平成17年かな、その頃の集中改革プラン、これはちょうど平成の大合併と言われる中で、荒れ狂っている中で町は自律で行くということで、自律のまちづくりへの道しるべというものをつくられて、そのときには現職、現在定年数年前の皆さんを肩たたきで早期退職を促していくということまでやって、強引に減らしていったというやり方で減らしたんですね。このことについても、本当に職員の働く権利、こういうものも奪っていくということをやってきたわけです。

それを今もここで、そのやり方といいますか、人数を142名と定めているということなんです。やはり当時と今とまた仕事内容も複雑になり、そして多くなっています。簡単に表面だけを見ますと、マイナンバーカードだとかは新しく出てきたことですし、そういうようなことも含めて、新しい仕事が出てきているという点で見れば、もう少し人数を増やして、職員の労働超過にならないというところをやっぱり検討する必要があるかと思えます。

152名が多いか少ないかということは、同等の市の平均的なところを出すというご答弁でしたけれども、町は町としての、坂城町としての特別な対応も考えていく必要があるというふうに考えます。

やはり、もう少し。会計年度任用職員がたしか170名くらいだったと思います。こういう方々が正規職員の肩代わりになっているということですよ。町長は、そういうフルタイムの方々が正規職員になる門戸は開いているということであるんですが、そもそも採用する時点が間違っていると思います。やはり正規職員として募集をかけるというのが大事なところだと思います。その点ではいかがでしょうか。

**総務課長（臼井君）** 再質問にお答えをいたしたいと思えます。会計年度任用職員と正規職員を

フルタイムで雇うのであれば、最初から採用してはというようなご質問ですけれども、会計年度任用職員につきましては、臨時的な職務ですとか繁忙期のフォローのほか、職員の休暇等の代替など様々な業務において業務を担っていただいております。

そうした中で、正規職員の採用人数と会計年度任用職員の人数については、職員が増えたから同数の会計年度任用職員を減らすというように、必ずしもその人数がリンクするというものではなくて、年度ごとの業務ですとか、事業のボリューム等により任用する人数等も上下してまいるといふふうに考えておりますので、毎年度の予算編成等の際に年度ごとの見込みを立てて、適正な任用に努めてまいりたいと考えているところでございます。

**2番（大森君）** 例えば、保育園の保育士さんでも、クラス持ちで正規職員が全部それに充てられるかということを考えれば、今はそのようになっていないですよ。会計年度任用職員の方がフルタイムで入っていただいているということだと思えます。それで出産だとか体調のことで代替としては入るんですが、そもそも正規職員としての人数が足りないわけですよ。だから、そこをきちっとやっぱり正規職員として入れる。それで代替の方だとか、あるいは長期の育児のためにお休みになるというときには、当然、会計年度任用職員になるかもしれませんが、そもそもそのことから問題だと思えますよね。

保育士さんだけしかちょっと今のところ目に入ってこないですが、保健師さんとか栄養士さん、学芸員さん、土木技師さんも5名。こういった有資格者の皆さんが減数といいますか、結局減らせないで確保されているということでは評価するところですが、特に子どもの発語を促していくという、こういう大事な人格をつくっていく最初の保育の段階です。ここをやっぱり手厚くやっていく必要があると思えますよね。保育士さんについて、クラスを持つ保育士さんは正規職員だということを、ぜひ方向づけて検討してもらいたいと思えます。今年度は、もうこれで終わると思えますが、来年度の募集のところで、いかがでしょうか。その点についてお聞かせください。

**総務課長（臼井君）** 先ほどもご答弁いたしましたけれども、ご質問の保育士の数につきましても、例えば入園をされる子どもさんの状況ですとか、そういった状況に応じてクラスの数、そうしたものも変動いたします。そうした中で、正規の保育士についても、これまでも増員を図ってきているところでありますけれども、そうした流動的な部分につきましては、会計年度任用職員のお力も借りながら、適正な保育に今後も努めていきたいというふうに考えているところでございます。

**2番（大森君）** 正規職員でぜひ採用していくということを求めています。

再任用の点で、回数の方についてお尋ねしたところでは、坂城町においては、4回まではお認めになり、5年間働いていただくということになっているんですが、この3月で雇い止めになるという方はいらっしゃるのでしょうか。

**総務課長（臼井君）** 基本的に会計年度任用職員は、年度での更新という形になりますけれども、引き続き業務が必要な職務について、この3月で自己都合以外で退職されるということは、今のところお聞きはしていないところでございます。

**2番（大森君）** それでは、希望すれば継続できるというご答弁だというふうに思いますので、そのようにお願いしたいというふうに思います。ちょっと時間も押していますので、次の質問に入りたいと思います。

坂城町の認知度を高める戦略はあるのかということでお尋ねします。坂城町も少子高齢化が進んでいます。今後、子育て支援や移住定住の動機づけや交流人口をどうやって増やしていくのか、大きな課題であります。町外の人に町の各種の施設や行事を知ってもらうことが必要だというふうに思います。認知度を上げる方法とすれば、口コミや町の広報、町のホームページ、あるいは新聞や放送などのマスコミ、それに加えてSNSなどツイッターやInstagramと色々な手段があります。

これについて、まず1として、町のホームページで3月1日に登録された「坂城のお雛さま」というところをクリックして私は読みました。ここではガイドツアーやワークショップの写真や文章が載っております。これを見たときに、どうして動画で紹介しないのかなというふうにちょっと疑問に思いました。やはり、もう少し動画などを使って、町の魅力アップにつなげないのかな。町のホームページに行事やあるいは風景など、トップページのところには町の風景が一つありますけれども、このほかにもいろんな行事なんかの動画なんかのリンクを貼ったりしてですね、やっぱり町の魅力をアップできないのかなということの一つをお尋ねしたいと思います。

二つ目に、町の認知度を高める戦略として、マスコミへの取材依頼の方法や、マスコミが取材したくなるようなそういう働きかけが必要だと考えますが、どんな戦略を持っているのか。これについてお尋ねいたします。

これで1回目の質問といたします。

**企画政策課長（伊達君）** 坂城町の認知度を高める戦略はとのご質問でございます。最初に、ホームページに町の行事等の動画のリンクといったご質問でございますけれども、町では、現在動画配信サイト内に町の公式チャンネルを開設し、動画の活用による町のPRを図っているところであります。

チャンネルを開設した令和2年6月当時でありますけれども、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっていた時期ということで、町におきましても各種行事の中止を余儀なくされていたところで、例年5月末から6月にかけて開催しているばら祭りについても開催を断念したという経過がございました。

しかしながら、毎年多くの方が鑑賞を楽しみにしている美しく咲き誇るバラの姿を、せめて

動画で楽しんでいただきたいと、そういった思いから、さかき千曲川バラ公園の動画2本を公開したのがまず最初ということでもあります。

これを契機といたしまして、全国山城サミットですとか南条小学校金管バンド部のコンサート、また、コロナ禍での運動不足を解消するための体操を紹介する動画など、こうしたものの公開に加え、ふれあい大学コンサートのライブ配信なども行ってまいりました。

昨年3月には、1年をかけて撮影いたしました坂城町の四季折々の風景を紹介する「信州さかき春夏秋冬」と、町内の桜の名所を紹介する「信州さかき桜名所5選」の2本の動画を公開し、これまで約1,400回の再生をいただいている状況でございます。

また、坂城駅前に静態保存をしております169系電車について、保存会の皆様のご協力で、ドアの開閉やパンタグラフの稼働などが可能になった様子を紹介する動画では、再生回数が4万回を超え、高評価のコメントも多くいただいているというところでもあります。

他方、こうした動画コンテンツにつきましては、撮影・編集に技術また時間を要することや、不特定多数の方が参加するイベントなどでは、一瞬の場面を切り取る写真に比べ、映り込む人のプライバシーへの配慮に慎重さを要するなど、多くのコンテンツを作成するには、これまた多くの課題があるということだと考えております。

しかしながら、動画コンテンツにつきましては、コロナ禍における活用に限らず、様々な場面での活用が考えられますので、引き続き効果的な活用方法については検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、マスコミへの取材依頼、それとマスコミが取材したくなるような取組といったご質問でありますけれども、現在、町では、各種行事のご案内など、報道機関に対しファクスの一斉送信によるプレスリリースを行っております。

プレスリリースにつきましては、取材をしていただきやすいよう、単に日時や事業名だけでなく、事業やイベントの概要を記載し、内容によっては前年度の様子や資料の提供に加え、電話などで直接詳細をお伝えしながら、取材依頼を行う場合もございます。こうした取組によりまして、今年度におきましても、ばら祭りや葡萄酒マルシェなどのイベントがテレビ・新聞などメディアに取り上げられたところでございます。

また、町のホームページの情報から、ねずみ大根やホワイトアスパラガスを知った在京キー局が全国の情報番組で坂城町を取り上げた例もありましたので、今後も、プレスリリースだけでなく、ホームページ、SNSなど様々な媒体を通じた情報発信を続けてまいりたいと考えているところでございます。

**2番（大森君）** 県内のいろいろな町村でもフェイスブックやツイッターなどでずっと発信しています。高森町ではフォロワーが3千人になっています。そして、小布施町では3,480人、長和町では2,113人フォロワーということでもあります。坂城町もフェイスブックだけがい

いというわけじゃないんですが、こうしたツイッターだとかインスタグラムとか、こんなのも駆使していくということもお願いしたいというふうに思います。

もう一つは移住定住の冊子を2階から頂いて見たんですが、ホームページに載っているかと調べたんですが、見つけるのに相当時間がかかりました。これもやっぱり一番上のところへ移住定住ということで載せるというふうに、目につきやすいところにしていただかないと、全くこの移住定住の施策が町外の皆さんに届かないというふうに思います。このこともお願いいたしまして、私の今期の一般質問を終わりといたします。

**議長（小宮山君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時29分～再開 午後 2時39分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、7番 玉川清史君の質問を許します。

**7番（玉川君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を始めます。

まず、情勢についてこういったことを話すのは久しぶりなんですが、先輩議員が今日お二人お話しいただきましたので、自分とすれば、今は申告の時期です。昨日、自分の、赤字だったんですが所得税の申告書を作ってまいりました。そんな中で、今皆さんが注目されているのが我々の小規模事業者、免税事業者ですが、インボイス制度。これについてこの議会でも慎重に審議するようという意見書を上げていただきましたけれども、これについても申請まではまだ半年ほどありますので、皆さんじっくり考えていただいて、自分もじっくり考えて、結局は反対なんですが、その立場で世間の動きを見てまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本題に入ります。まず、1として、安心安全なまちづくりのために。

質問は1項目ですが、イとして、道路の改善を。

1、A01号線産業道路の文化センター以北の拡幅について。これについては、同僚議員が何回にもわたり質問されており、12月にもされておりました。A01号線全体で見ると、現在進めている若草橋から南の工区の完了、または完了見込みをもったの整備となるとの回答があったと理解をしております。1として、その計画について伺います。

2の安全確保のために。A01号線以北もいずれは整備着工となるとしても、開通当時の交通事情に合わせた設計ですので、このままでは利用者にとって危険な場合もあります。できるだけ早く、現状の道路環境を実際の交通状況に対応することはできないものか伺います。

3の救急車や消防車が通れる生活道路についてですが、これは生活道路に関する住民の皆さんの要望では、多くの地域でお聞きすることです。いざというときに命を救ってくれる救急車や消防車、これが少しでも早く到着してもらえるように、狭い道路を拡幅してほしい。実際に

先日も町内で救急車の脱輪事故があり、皆さん不安が増していると思われま

しかし、拡幅の工事を要望する多くの方法が区を通しての町単補助事業となっていますので、予算1千万円をいくら増やしたとしても、結局はそれを全町で分けて使うことになり、完了までに何年もかかってしまいます。救急搬送や消防活動は人命に関わることであり、町単補助事業ではなく、町の単独事業として予算をつけて、短期での工事完了をするようにできないでしょうか。

以上、1. 安心安全なまちづくりのために、イ. 道路の改善をについて質問します。

**建設課長（関君）** 1. 安心安全なまちづくりのためにのご質問に順次お答えいたします。

かねてから、町道A01号線の拡幅につきましては、国の交付金を活用しまして、南条鼠・新地地区から北に向け、道路改良事業に取り組み、また、中之条逆木通り・文化センターグラウンド北の交差点から南に向けましては、当時、街路事業として二つの交付金を活用して実施してきたところでございます。

現在では、国の交付金事業が社会資本整備総合交付金として一本化されましたが、町としましては、事業進捗を図るべく、平成19年度から事業着手しております南条小学校東側の金井工区と、新たに令和3年度から事業着手しております金井振興センター入口付近の保地工区の2工区につきましては、交付金事業を活用しながら、全幅16メートルの道路改良事業を進めているところであります。

現在の町道A01号線道路改良事業の進捗状況ですが、金井工区につきましては、用地補償契約に向けまして鋭意努力を重ねているところであります。ご契約いただいた段階で道路改良工事を進め、事業完了を目指しております。

また、令和3年度に事業認可を受けた保地工区につきましては、来年度以降の事業進捗が図れるよう、用地測量及び道路拡幅部の建物等の補償算定調査を行っております。

なお、南条地区の町道A01号線の本年度完成した酒玉工区と保地工区間の約155メートル間につきましては、事業認可外の区間となっております。国の交付金を活用していることから、現在実施している2工区どちらかの完了の見通しがついた段階で、事業認可申請を行うこととしております。

ご質問の文化センター以北の坂城地区につきましては、南条地区が全線完了した後に順次事業認可申請を行い、事業着手する予定としております。

一方で、坂城地区の町道A01号線産業道路につきましては、昨今の交通量及び大型車通行の増加に加えまして、舗装の経年劣化が見られることから、平成28年度より文化センター北交差点から北に向けて戌久保・四ツ屋・御所沢地区へと路盤改良も含めて、舗装修繕工事を継続して実施してきたところであります。昨年9月には、昼間の車両交通を配慮する中で、夜間工事にて四ツ屋地区全長130メートル間、舗装修繕工事を実施し、完了したところでありま

す。

次に、町道A01号線坂城地区の安全確保についてであります。町の環状道路として形成している産業道路につきましては、建設当時は十分な道路幅員として整備されたものと推察するところでありますが、現在では、車両規格の大型化とともに交通量の増加も要因の一つとなりまして、余裕のある歩道を兼ね備えた十分な幅員が確保された道路改良が待たれている状況であると認識しているところであります。

一方で、道路拡幅に伴う用地補償や工事費用等につきましては、国の交付金を有効に活用して整備していくことも大変重要でありますので、交付金を活用せずに町単独で道路改良工事を実施していくことは、財政面から見ても大変厳しい状況にあると考えております。

そのような状況下ではありますが、これまで安全対策としまして反射板付きポール、またガードレール・ガードパイプ等を設置し、注意喚起及び安全対策を行ってきたところであります。引き続き、現在の交通量や歩行者など人の流れも考慮し、状況によりまして、近隣住民の皆さんのご理解や関係地権者の同意など、ご協力もいただきながら調整を図りまして、必要に応じて、より安全な道路の確保に向け、検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、まずは南条地区の未整備区間の早期完成を目指すとともに、一年でも早く、坂城地区の町道A01号線産業道路の道路改良事業に取り組めるよう、事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、継続的に実施している町単補助事業を町単独工事業として実施できないかについてお答えいたします。町単補助事業は、比較的小規模な箇所道路や水路などの維持補修について、各自治区が実施する事業としまして、それに対しまして町が支援する事業であります。

町単補助事業の事業開始当初は、自治区などの地元の住民の皆さんが自ら施工しますU字溝の設置、またコンクリート舗装の工事などに対しまして、町が原材料の支給をしたことが始まりであります。しかし、時代の変化とともに、地元住民の皆さんが自ら施工することが難しくなってきたことから、町が設計積算などの支援も行う中で、自治区が事業主体となりまして、地元業者等に工事を発注する方式に変化してまいりました。

多様な工事に活用が可能で、長年地元に着してきた、きめ細やかに対応できる事業でもありまして、事業の優先度や箇所の決定についても、自治区の意見を尊重し実施しているところであります。

人的・財政的に限りがある中で、町として主に取り組む主要道路や橋梁整備などの土木事業とは別に、地域の身近な生活道路等の整備につきましては、町単補助事業により支援をする形として分けさせていただいているところであります。

毎年、各自治区よりご提出いただく申請書に基づき、年度当初には申請箇所の現地調査を行



い、町内全域を見る中で調整を図り、緊急性や優先順位等について、また、地域バランスも考慮しながら箇所決定をしております。

町単補助事業につきましては、地域の皆さんの要望など、地域レベルの視点で事業を実施することができ、ご自身の地域の環境整備を行う手段として有効な事業であるとともに、町独自の事業として、大変意義のあるものと考えております。

しかしながら、申請内容によっては、国や県に要望し実施していかなければならないなど、対応が困難な内容、また施工延長が長い場合及び工事費が多額になる場合など、町単補助事業にそぐわない、そういった場合につきましては、区長さんと相談する中で、道路維持工事及び河川・水路改良工事などに振り替えるなどして実施している状況であります。

整備の必要がある箇所を詳細に把握するために、それぞれ現地調査を区長さんはじめ区の役員の皆さんとともに、現在置かれている状況、また問題点などを現地で確認させていただき、さらにその中から緊急性、また優先順位を考慮しながら実施箇所を検討してきております。

今後につきましても、毎年多く町単補助事業の申請をいただいている状況ではありますが、各区長さんをご相談させていただきながら状況を確認し、優先順位を定めた中で、計画的に工事が実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

**7番（玉川君）** 産業道路のA01号線以北については、交付金の活用というものが必要ということで、交付金は国から来るわけで、町民の皆さんのお金を少しでも節約するというか、負担を減らすというような意味もあるのかと思いますので、そういった考えで頑張っていたというということだと思います。

生活道路の拡幅について、現地調査をちゃんとやって、それで必要な場合は、町のほうで国や県のほうに要望して、状況によっては工事をしてくれるというようなお話だったと思います。そうすると、やはり地元の皆さんの要望というものをしっかりと町のほうに伝えるというようなことが必要ではないかと思います。

続きまして、2の福祉医療制度についてですが、イ．利用状況と利用者数について、ロの坂城町精神障がい者入院医療費助成制度について、二つ伺います。

イの利用状況と利用者数について。

1、身体障がいと精神障がい、それぞれの直近3か年の助成の状況はについてです。坂城町は、福祉医療制度として長野県から補助を受けることができる県の基準を大幅に拡大して、障がいを持つ皆さんが使いやすい制度を独自に制定して頑張ってくれています。実際にどれだけの皆さんが利用されたのか、件数と決算額、1件当たりの平均補助額について、状況と補助額の違いについて町の考えをお聞きします。

続いて、ロの坂城町精神障がい者入院医療費助成制度について、1、精神科入院に対する助成要件の改善を。昨年の4月から坂城町精神障がい者入院医療費助成制度を500万円の予算

をつけていただき新設し、精神科入院についても助成が始まりました。この制度の利用状況は  
どうでしょうか。まだ行われたばかりですので少ないとは思いますが、お願いします。

また、この制度には住民税非課税の所得制限があります。対象にならない世帯も多くありま  
す。特に精神障がいの方の保護者は、一日中目を離すことなく生活をされており、仕事も手  
につかない状況であるとお聞きしています。医療費負担を少しでも減らすように、所得制限の廃  
止を考えてほしいと思いますが、どうでしょうか。制限がついた理由を含め、町の考えをお聞  
きします。

以上、2. 福祉医療制度等について二つ質問します。

**福祉健康課長（堀内君）** 2. 福祉医療制度等についてのご質問に順次お答えいたします。

福祉医療制度につきましては、子どもや障がい者、ひとり親家庭などの医療費を助成するこ  
とで経済的な負担の緩和を図り、安心して医療を受けられるとともに、福祉の増進を図ること  
を目的に実施しているところであります。

町内で障害者手帳をお持ちの方は、身体障害者手帳が令和2年4月は693名、3年4月  
668名、4年4月624名と減少傾向であるのに対し、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの  
方は、2年4月は149名、3年4月は150名、4年4月は163名と増加傾向となっております。

精神障害者保健福祉手帳の増加は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの影響による  
生活の不安や長引く不況のほか、生活環境や労働環境の変化なども原因にあると考えられると  
ころであります。また、療育手帳をお持ちの方は、2年4月は142名、3年4月は149名、  
4年4月は148名で、ほぼ横ばいの状況となっております。

ご質問の利用状況と利用者数であります。身体障害者手帳をお持ちの方で、令和2年度に  
入院に伴い医療費の給付を受けた方は42名で、件数175件、給付額355万4,101円、  
1件当たりの平均額は2万309円、3年度は34名で、件数160件、給付額323万  
4,817円、1件当たりの平均額2万218円、4年12月末現在では38名、件数  
144件、給付額263万3,019円、1件当たりの平均額は1万8,285円であります。  
また、2年度から4年12月までの1名当たりの給付額の平均は8万2,648円であります。

次に、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方につきましては、2年度は8名、件数14件、  
給付額53万4,006円、1件当たりの平均額は3万8,143円、3年度は8名、件数  
13件、給付額43万7,746円、1件当たりの平均額は3万3,673円、4年12月末  
では11名、件数17件、給付額53万6,910円、1件当たりの平均額は3万  
1,583円であります。また、2年度から4年12月までの1名当たりの給付額の平均は  
5万5,876円であります。

この身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の給付額の多寡は、特定疾病で

長期間高額の治療を受けた場合や自己負担限度額などの適用により、一概には比較できませんが、入院されている方の人数と件数を見ますと、身体障害者手帳をお持ちの方が長期的に入院される傾向があると考えられるところではありますが、単に手帳の種類により、福祉医療制度の件数、給付額を比較することは難しいものと考えるところであります。

続きまして、ロ．坂城町精神障がい者入院医療費助成制度についてお答えいたします。

まず、町の福祉医療制度について申し上げますと、精神障害者保健福祉手帳の所持を資格要件として、福祉医療費受給資格者証の発行を受けている方が精神科に入院する場合には、制度の適用対象外としているところであります。

町ではこのような福祉医療制度の状況を踏まえ、令和4年4月から、精神科へ入院されている方の特に経済的な配慮を要するという観点から、住民税非課税の世帯に該当する精神障害者保健福祉手帳を所持している方を対象に、坂城町精神障がい者入院医療費助成制度を開始したところでございます。

入院医療費助成制度の内容としましては、精神科への入院医療費の自己負担額について、本人負担額として月額500円を差し引いた額を町が助成金として支給するもので、これにより精神科へ入院された方の経済的負担の軽減を図るものであります。

本制度の開始にあたっては、昨年4月にホームページに掲載したほか、制度の対象となり得る精神障害者保健福祉手帳を所持されている方全員に対し、制度についてのチラシをお送りしたところであります。また、8月にも精神障害者保健福祉手帳を所持されている方で、令和4年度の住民税が非課税である世帯の方に再度チラシをお送りし、周知を図ってまいりました。

本制度の利用状況につきましては、2月末時点で4名の方が制度を利用しており、延べ10件、補助金額で約72万円の利用が見込まれるという状況であります。

次に、所得制限を設けた理由についてであります。従来、精神科への入院について福祉医療制度による助成がなかった中で、特に経済的な配慮が必要であることから、世帯に課税者がいないことを要件として制度を開始したものです。

所得制限を含めた制度の在り方につきましては、本年度制度を開始したところであり、昨年7月に町の精神障がい者家族会の会議において制度の説明や意見交換をさせていただいたところでもあります。今後も引き続き対象者となり得る方への周知に努めるとともに、利用者、関係者のご意見等をお聞きする中で、制度運営をしてまいりたいと考えております。

**7番（玉川君）** 細かい数字をいただきました。精神科入院に対する助成要件は改善ということなのですが、家族会等から意見を聴取いただいているということなので、できるだけそちらの意見を尊重していただいて、いいものにしていただきたいと思います、そういうふう要望させていただきます。

最後になります。3の複合施設について。

利用者の要望を踏まえた施設に。これも12月議会で同僚議員が質問されていましたが、建設準備委員会は11月に第1回目の委員会を開催し、委員の皆さんから複合施設に対する意見をいただいた。年内には他市町村の複合施設への視察を予定しており、1回もしくは2回の委員会の開催、これも予定していると答弁されていました。その後の検討状況についてお聞きします。

また、集えるための構想づくりのための意見の聞き取り方法について、委員会のほかにも広く一般町民や子どもたちの意見、こういったもの、希望を聞く方法についてはどうお考えでしょうか。

**町長（山村君）** ただいま、玉川議員さんから3番目の質問としまして複合施設についてというご質問をいただきました。

まず、子ども子育て、福祉健康分野における私たちを取り巻く環境は、人口減少ですとか少子高齢化が顕著化する中で、行政に対する住民ニーズや地域課題が複雑多様化している一方、保健センターと老人福祉センターの老朽化、狭隘化が進み、近い将来良好な行政サービスの提供に影響を及ぼすことが危惧されている状況にあります。

このような状況の中で、複合施設につきましては、今後ますます重要性が高まると予想される保健・福祉分野における中核拠点としての機能を有するとともに、子育て支援センター機能や図書館の一部機能を取り入れるなど、文化センター等既存施設との連携を含め、新たな交流と生きがいづくりの場を形成するため、公共施設等総合管理計画などにおいて、中之条地区への建設を進めることとしております。

この複合施設は、まさに第6次長期総合計画に掲げた町の将来像「輝く未来を奏でるまち」を体現する施設になるものと捉えておきまして、少子高齢化の対策拠点のみならず、交流の創出や住民参加のまちづくり、産業の活性化、災害対応力の強化など、将来にわたるまちづくりにおいて、大変重要な役割を担うものになると考えているところであります。

また、本施設は役場庁舎から離れて立地することが想定されるため、DX（デジタル・トランスフォーメーション）などの積極的な推進により、物理的な距離によるデメリットを解消し、施設自体の利便性を向上させることのみならず、ひいては町全体の行政サービスの質の向上を目指しているところでもあります。

さらには、施設建設にあたりましては、SDGsの理念に照らし、老若男女問わずあらゆる年齢層の方々に親しまれ、楽しみや交流の場として、また、悩みや課題解決の場として多様な方々がそれぞれの目的で利用できるよう対応していく必要があるものと考えているところであります。

こうした建設理念から、様々な立場の方々のご意見を広く伺う中で、ビジョンを固め、基本構想・基本計画の策定から設計そして建設と、段階を踏んで着実に進めることが重要であると

考えているところであります。

複合施設の建設にあたりましては、現在それぞれの目的を持ってそれぞれの場所に設置されている各施設を、いかに相互に連携させ、機能を最大限に引き出し、利用者の満足につなげられるかが鍵であり、難しい課題でもあると考えており、このような課題に取り組むためには、やはり建設に関わる者が同じ理念、同じ目標を共有すること、つまり同じビジョンを共有し、取組を進めることが重要であると考えております。

そうした中、本年度におきましては、まずビジョンをしっかりと固めるべく、複合化する個別の施設がそれぞれに担うべき役割に加え、交流の創出や地域活性化といった役割も踏まえ、保健、福祉、子育て、生涯学習、まちづくり等の各分野に関わる団体の代表者等を選任し、建設準備委員会を立ち上げ、各委員の皆様からの専門的な知識や経験を踏まえたご意見を伺うとともに、既存の複合施設の視察など、活動を重ねてきたところであります。

その活動内容を具体的に申し上げますと、昨年11月に第1回目の建設準備委員会を開催し、まず新複合施設の概要や検討の進め方について町から説明を申し上げるとともに、委員の皆様による複合施設に係るご意見、ご提案をお出しいただいたところであります。

また、翌12月には、複合施設の計画から建設までの経緯や管理・運営についての研修のため、令和元年7月に開館しました塩尻市北部交流センターえんてらすの視察を実施し、今年2月には、視察の内容を含めた意見交換のため、第2回目の建設準備委員会を開催いたしました。

この2回目の準備委員会の開催後には、それまでの意見交換や視察の内容も踏まえ、委員の皆様にご意見・ご提案の提出をお願いし、これらを整理した上で、ビジョンの作成にどのように反映させていくかを協議いただくため、第3回目の委員会を今月末に開催する予定としているところであります。

また、来年度以降の計画といたしましては、まず建設準備委員会において複合施設のビジョンを固めた上で、先進的な施設の視察などを行いながら基本構想、基本計画の素案を策定し、その後、より広く多角的なご意見やご提案をお聞きするために、現在の建設準備委員会を基に新たな関係者の皆様を委員としてさらに加える形で、建設委員会に発展させてまいります。また、町民の皆様からも広くご意見・ご提案をお聞きできる体制づくりも検討することとしております。

様々な方が集い、利用できる複合施設として、多くの皆様にご満足いただけるものとなるよう、引き続き、あらゆる場で皆様のご意見を伺いながら、建設理念を体現する夢のある複合施設の準備を進めていければと考えております。

**7番（玉川君）** この施設が役場庁舎から離れて立地することということで、施設統合によって、DXを使って事務手続の効率化を目指すというようなお話でしたが、窓口の再構成も含むもの

と理解をしております。これはぜひ重点として、利用者が役場庁舎に行ったり、新施設に行ったり、繰り返すことのないように配慮をお願いしたいと思います。それには、現在の利用者の動き、動線を把握することが大切、連携が大切だと考えますので、最前線で対応している窓口職員さんの意見も十分に生かされ、これが建設されれば50年以上の期間利用する施設となります。建設費も十数億円という大工事になります。町民の期待も膨らんでいきます。もう少しこうすればよかったというようなことができるだけないように、意見の聞き取りを反映した施設を提案していただきたい。これをお願いしまして、以上質問を終わらせていただきます。

**議長（小宮山君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 3時15分）